

令和 6 年 6 月 2 6 日

令和 6 年千葉市教育委員会会議第 6 回定例会

[議案書（別冊）]

千葉市教育委員会

議案第 1 1 7 号

請願について

令和 6 年 3 月 2 6 日付けで受理した請願第 1 号について、議決を求める。

令和 6 年 6 月 2 6 日提出

千葉市教育委員会教育長 鶴岡 克彦



令和6年3月18日

千葉市教育委員会 教育長 鶴岡 克彦 様

名前: [REDACTED]

住所: 千葉市原市 [REDACTED]

【件名】

令和6年度の教科書採択においては、誤謬、バイアス、偏向、事実無根の内容や自虐的な嘘を掲載する教科書は日本人の教育に適していないため除外し、事実を記載し日本人の誇りを育てる事に主眼を置いた教科書採択を求める請願。

【理由】

文部科学省教科書採択における公正確保の徹底等について（通知）では『綿密な調査研究を踏まえた上で、公正性・透明性に疑念を生じさせることのないよう適切に行われることが必要であることはもとより、採択権者である教育委員会や学校長は、採択結果やその理由について、保護者や地域住民等に対して説明責任を果たすことが重要となります。』とある。一方、誤謬、バイアス、偏向、かつ自虐史観に満ちた教科書の採用が多く日本の歴史の影の部分や殊更に強調して日本が誇るべき歴史上の人物の功績などは省いており、このような教科書で教わる子供が日本はひどい国で日本人は最低の民族ですと答えるしかない人間に育つ事を懸念する。例えば南京大虐殺という嘘の事象について、中国側が30万人以上の人々が日本軍によって虐殺されたと発表していると言われている教科書があるが、当時の南京の人口は20万人しかいなかったのに何故30万人も殺戮出来るのかという矛盾を通り越した嘘の表記をしている。文部科学省の課長は「中国側の発表した数字として書いてあるので例え数字が史実と違っていても問題ない」と反論したそうだが、日本の教科書の裏付けを他国の言い分で表記するのは不健全でしかない。また「従軍慰安婦」という不正確な日本語を表記していた様な教科書もあるが「従軍」とは「従軍看護婦」や「従軍記者」など軍属に付ける言葉である。「従軍慰安婦」などという言葉は存在していない。「従軍慰安婦」という誤った言葉を使用する教科書もあるようだが不健全である。戦後の造語であり明らかな事実無根の情報を教科書に明記してしまった様な教科書を使用させてはならない。文部科学省が「確かに存在しなかった言葉とされていますが、歴史事典の中には『従軍慰安婦』という言葉を書いているものも有りますので」という詭弁がなされた事も誠に教育上不健全である。

以下は、各メーカーの誤謬、バイアス、偏向と陳情を羅列する。

(1)帝国書院

- ・世界の常識である自国の歴史が浅すぎる。肝心の日本人の誇りを育てる神道や神話に一行も触れていない。
 - ・縄文土器、貝塚の世界最古の記述がない。
 - ・皇居に対する敬礼を強制させたという記述は自虐史観バイアスのかかった誤りである。
 - ・朝鮮語を禁止したという記述は自虐史観バイアスのかかった誤りである。
 - ・ポツダム宣言を日本が黙殺したという記述は明らかな誤りである。受諾している。
- さらに受諾以降、ソ連が国際ルールを無視して北方領土を略奪した事実を記載すべきである。真岡郵便局事件も日本として記載すべきである。
- ・経済発展は戦争の反省のおかげという記述は自虐史観バイアスのかかった誤りである。
- 正しくは日本人特有の勤勉さと精密さを追求する国民性による奇跡とも言われた復興の成果とするべきである。

(2)東京書籍

- ・ロシア革命は、資本主義に不満を持ち、戦争に反対する人々に支持され、各国で社会主義の運動が高まりまし
- たと美化するのみで、その反面虐殺や問答無用の取り締まりがあったという負の側面を一切書いていない。

以上、社会歴史の誤謬、バイアス、偏向甚だしい点を鑑みて以下の通り請願する。

【願意】

1、『教育基本法（平成18年法律第120号）：第1章 教育の目的及び理念：第2条の五』にあるように『伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。』という点から社会教科全般には事実のみを表記している、令和書籍、自由社、育鵬社を採択して戴きたい。



請 願 文 書 表

受理番号	請 願 第 1 号	受理年月日	令和6年3月26日
件 名	令和6年度の教科書採択においては、誤謬、バイアス、偏向、事実無根の内容や自虐的な嘘を掲載する教科書は日本人の教育上適していないため除外し、事実を記載し日本人の誇りを育てる事に主眼を置いた教科書採択を求める請願		
要 旨	社会教科全般には事実のみを表記している、令和書籍、自由社、育鵬社を採択してほしい		
請願者 住 所 氏 名	〒290- 千葉県市原市 千		

〜〜

議 案 説 明

請願について、千葉市教育委員会組織規則第8条第13号の規定に基づき、議決を求めるものであります。

議案第 1 1 8 号

請願について

令和 6 年 3 月 2 6 日付けで受理した請願第 2 号について、議決を求める。

令和 6 年 6 月 2 6 日提出

千葉市教育委員会教育長 鶴岡 克彦



令和6年3月18日

千葉市教育委員会 教育長 鶴岡 克彦 様

名前: [REDACTED]

住所: 千葉県市原市 [REDACTED]

【件名】

令和6年度においては、収賄など不正のない企業の教科書採択を求める請願。

【理由】

文部科学省【教科書採択における公正確保の徹底等について通知】では「教科書採択は採択権者の判断と責任により綿密な調査研究を踏まえた上で公正性・透明性に疑念を生じさせることのないよう適切に行われることが必要であることはもとより採択権者である教育委員会や学校長は、採択結果やその理由について、保護者や地域住民等に対して説明責任を果たすことが重要となります」とある。一方、社会的な違法行為を行った会社が未だ多数採択されている事があきらかである。

■ 第一学習社

令和3(2021)年3/30文部科学省は平成28(2016)年に第一学習社が高校側へ不適切な利益提供をしていた件数を過小報告していたと発表。平成28(2016)の調査結果以外に新たに3都府県の28校に46件の提供が発覚。萩生田光一文科相記者会見「隠蔽虚偽報告は極めて悪質な行為。誠に遺憾で大変失望」同類の他3社は大修館書店、新興出版社啓林館、教育芸術社である。

■ 株式会社帝国書院

令和3年、自由社の教科書における「警備の武士」を「武士というよりも朝廷や院を警護する官職として武官と呼ぶべき」で間違いであるとして不採用にしていたにも関わらず帝国書院の「警備する武士」も間違いであるはずだが検定は通っている。

■ 東京書籍

平成28(2016)年7月現金授受などの収賄事件が三省堂、光村図書出版、教育出版、東京書籍の4社。検定中の教科書を教員らに見せて謝礼を渡していた問題。東京書籍から現金を受け取ったり、接待を受けたりしていたのが15人と圧倒的に多かった。

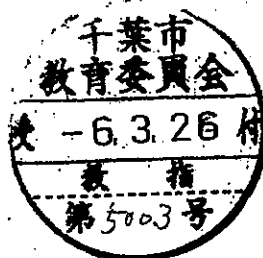
■ 大日本図書

令和4年。校長や教育長に現金・料亭接待、教科書選定の「不正営業」やまず初の指定取り消し。

以上のようになだたる大手メーカーがことごとく不祥事をおこしている事を鑑みて採択基準の改善を求め下記の通り請願する。

【願意】

1、「教育基本法（平成18年法律第120号）：第1章 教育の目的及び理念：第2条の五」にあるように「伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。」という観点で違法行為や虚偽記載となった様な東京書籍、帝国書院、その他のメーカーや会社の教科書を使わず、不正違法がない令和書籍、自由社、育鵬社から採択して戴きたい。



請 願 文 書 表

受理番号	請 願 第 2 号	受理年月日	令和 6 年 3 月 2 6 日
件 名	令和 6 年度においては、収賄など不正のない企業の教科書採択を求める請願		
要 旨	違法行為や虚偽記載のあった会社の教科書を使わず、不正違法がない令和書籍、自由社、育鵬社から採択してほしい。		
請願者 住 所 氏 名	〒290- [redacted] 千葉県市原 [redacted] [redacted]		

〜〜

議 案 説 明

請願について、千葉市教育委員会組織規則第8条第13号の規定に基づき、議決を求めるものであります。

議案第 1 1 9 号

請願について

令和 6 年 3 月 2 6 日付けで受理した請願第 3 号について、議決を求める。

令和 6 年 6 月 2 6 日提出

千葉市教育委員会教育長 鶴岡 克彦

写

000

Date

請願書

令和 6 年 3 月 18 日

市原市

教科書採択について

適切な表現をしている教科書を使用してほしいです。

自由社、育鵬社の教科書使用を希望します。



請 願 文 書 表

受理番号	請 願 第 3 号	受理年月日	令和 6 年 3 月 2 6 日
件 名	教科書採択について		
要 旨	適切な表現をしている自由社、育鵬社の教科書使用を希望する		
請 願 者 住 所 氏 名	〒290- 千葉県市原市 市原市		

〜〜

議 案 説 明

請願について、千葉市教育委員会組織規則第8条第13号の規定に基づき、
議決を求めるものであります。

議案第 120 号

請願について

令和 6 年 3 月 26 日付けで受理した請願第 5 号について、議決を求める。

令和 6 年 6 月 26 日提出

千葉市教育委員会教育長 鶴岡 克彦



令和6年3月18日

千葉市教育委員会 教育長 鶴岡克彦 様

名前: [REDACTED]

住所: 千葉縣市原市 [REDACTED]

令和六年度.

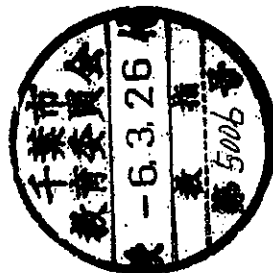
【件名】 育鵬社と自由社の教科書採択を求める請願。

【理由】

人間がこの世に誕生した時から特に社会科において正しい歴史を身につける事が大事だと思っております。正しく歴史を伝えている育鵬社と自由社の教科書をこれからの子供達に与えてください。宜しくお願いいたします。

【願意】

1、育鵬社と自由社の教科書をこれからの子供達に与えてください。宜しくお願いいたします。



請 願 文 書 表

受理番号	請 願 第 5 号	受理年月日	令和6年3月26日
件 名	育鵬社と自由社の教科書採択を求める請願		
要 旨	育鵬社と自由社の教科書を子どもたちに与えてください		
請願者 住 所 氏 名	〒290- 千葉県市原市 千		

〜〜

議 案 説 明

請願について、千葉市教育委員会組織規則第8条第13号の規定に基づき、
議決を求めるものであります。

議案第 1 2 1 号

請願について

令和 6 年 3 月 2 7 日付けで受理した請願第 2 0 号について、議決を
求める。

令和 6 年 6 月 2 6 日提出

千葉市教育委員会教育長 鶴岡 克彦



令和6年3月22日

言願書

千葉市教育委員会
教育長 鵜岡克彦様

千葉市緑区 [redacted]
[redacted]

特別社会科(歴史・公民)^{地理}の教科書において、自虐的な
記述をしている会社の不採用を求め言願

令和3年4月、菅政権時代に「従軍慰安婦」の表現は高印で
なく、「慰安婦」と、又先の大戦中の朝鮮半島から日本軍への労働者
輸送員について「強制連行」の表現は不適切だとする政府見解と
出ている。にもかかわらず、今迄に自虐的な表現、記述をしている
政府見解と異なり教科書を出版している会社があり、これを
採用している現状がある。自国に対して自信と誇りを持つ
先祖、先人への敬意と精神を育む教科書で学んで
もらいたい。

要望事項

1. 自虐記述の多い東京書籍の教科書採用はやめて
いただきたい。
2. 取り上げている歴史上の人物の多い、日本に誇りの持てる記述
の育鵬社や自由社の教科書を採用していただきたい。
3. 「従来から採用されているから」とか、「謝辞にまで載っているから」
などの理由での採用はやめていただきたい。



請 願 文 書 表

受理番号	請 願 第 2 0 号	受理年月日	令和 6 年 3 月 2 7 日
件 名	特に社会科（歴史・公民・地理）の教科書において、自虐的な記述をしている会社の不採用を求める請願		
要 旨	1 自虐記述の多い東京書籍の教科書採用はやめること 2 取り上げている歴史上の人物の多い、日本に誇りをもてる記述の育鵬社や自由社の教科書を採用すること 3 「従来から採用されている」や「謝礼などをもらっているから」などの理由での採用はやめること		
請 願 者 住 所 氏 名	〒266- [REDACTED] 千葉県千葉市緑区 [REDACTED] [REDACTED]		

〜〜

議 案 説 明

請願について、千葉市教育委員会組織規則第8条第13号の規定に基づき、議決を求めるものであります。

議案第 1 2 2 号

請願について

令和 6 年 3 月 2 9 日付けで受理した請願第 4 1 号について、議決を
求める。

令和 6 年 6 月 2 6 日提出

千葉市教育委員会教育長 鶴岡 克彦

令和6年3月23日

千葉市教育委員会 教育長 鶴岡 克彦 様

千葉市

【件名】 令和6年度においては、収賄など不正のない企業の教科書採択を求める請願。

【理由】 文部科学省【教科書採択における公正確保の徹底等について通知】では「教科書採択は採択権者の判断と責任により綿密な調査研究を踏まえた上で公正性・透明性に疑念を生じさせることのないよう適切に行われることが必要であることはもとより採択権者である教育委員会や学校長は、採択結果やその理由について、保護者や地域住民等に対して説明責任を果たすことが重要となります」とある。一方、社会的な違法行為を行った会社が未だ多数採択されている事があきらかである。

■ 第一学習社

令和3(2021)年3/30文部科学省は平成28(2016)年に第一学習社が高校側へ不適切な利益提供をしていた件数を過小報告していたと発表。平成28(2016)の調査結果以外に新たに3都府県の28校に46件の提供が発覚。萩生田光一文科相記者会見「隠蔽虚偽報告は極めて悪質な行為。誠に遺憾で大変失望」同類の他3社は大修館書店、新興出版社啓林館、教育芸術社である。

■ 株式会社帝国書院

令和3年、自由社の教科書における「警備の武士」を『武士というよりも朝廷や院を警護する官職として武官と呼ぶべき』で間違いであるとして不採用にしていたにも関わらず帝国書院の「警備する武士」も間違いであるはずだが検定は通っている。

■ 東京書籍

平成28(2016)年7月現金授受などの収賄事件が三省堂、光村図書出版、教育出版、東京書籍の4社。検定中の教科書を教員らに見せて謝礼を渡していた問題。東京書籍から現金を受け取ったり、接待を受けたりしていたのが15人と圧倒的に多かった。

■ 大日本図書

令和4年。校長や教育長に現金・料亭接待、教科書選定の「不正営業」やまず初の指定取り消し。

以上の様になだたる大手メーカーがことごとく不祥事をおこしている事を鑑みて採択基準の改善を求め下記の通り請願する。

【願意】

1. 『教育基本法（平成18年法律第120号）：第1章 教育の目的及び理念：第2条の五』にあるように「伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。」という観点で違法行為や虚偽記載となった様な東京書籍、帝国書院、その他のメーカーや会社の教科書を使わず、不正違法がない令和書籍、自由社、育鵬社から採択して戴きたい。



請 願 文 書 表

受理番号	請 願 第 4 1 号	受理年月日	令和 6 年 3 月 2 9 日
件 名	令和 6 年度においては、収賄など不正のない企業の教科書採択を求める請願		
要 旨	違法行為や虚偽記載のあった会社の教科書を使わず、不正違法がない令和書籍、自由社、育鵬社から採択してほしい。		
請 願 者 住 所 氏 名	〒290- 千葉県市原市 氏 名		

〜〜

議 案 説 明

請願について、千葉市教育委員会組織規則第8条第13号の規定に基づき、議決を求めるものであります。

議案第 1 2 3 号

請願について

令和 6 年 3 月 2 9 日付けで受理した請願第 4 2 号について、議決を
求める。

令和 6 年 6 月 2 6 日提出

千葉市教育委員会教育長 鶴岡 克彦

請願書 (写)

令和6年3月24日

千葉市教育委員会 教育長 鶴岡 克彦 様

市/京市

【件名】 令和6年度においては、収賄など不正のない企業の教科書採択を求める請願。

【理由】 文部科学省【教科書採択における公正確保の徹底等について通知】では『教科書採択は採択権者の判断と責任により綿密な調査研究を踏まえた上で公正性・透明性に疑念を生じさせることのないよう適切に行われることが必要であることはもとより採択権者である教育委員会や学校長は、採択結果やその理由について、保護者や地域住民等に対して説明責任を果たすことが重要となります』とある。一方、社会的な違法行為を行った会社が未だ多数採択されている事があるからである。

■ 第一学習社

令和3(2021)年3/30文部科学省は平成28(2016)年に第一学習社が高校側へ不適切な利益提供をしていた件数を過小報告していたと発表。平成28(2016)の調査結果以外に新たに3都府県の28校に46件の提供が発覚。萩生田光一文科相記者会見「隠蔽虚偽報告は極めて悪質不誠実な行為。誠に遺憾で大変失望」同類の他3社は大修館書店、新興出版社啓林館、教育芸術社である。

■ 株式会社帝国書院

令和3年、自由社の教科書における「警備の武士」を『武士というよりも朝廷や院を警護する官職として武官と呼ぶべき』で間違いであるとして不採用にしていたにも関わらず帝国書院の「警備する武士」も間違いであるはずだが検定は通っている。

■ 東京書籍

平成28(2016)年7月現金授受などの収賄事件が三省堂、光村図書出版、教育出版、東京書籍の4社。検定中の教科書を教員らに見せて謝礼を渡していた問題。東京書籍から現金を受け取ったり、接待を受けたりしていたのが15人と圧倒的に多かった。

■ 大日本図書

令和4年。校長や教育長に現金・料亭接待、教科書選定の「不正営業」やまず初の指定取り消し。

以上の様になだたる大手メーカーがことごとく不祥事をおこしている事を鑑みて採択基準の改善を求め下記の通り請願する。

【願意】

1、『教育基本法（平成18年法律第120号）：第1章 教育の目的及び理念：第2条の五』にあるように『伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。』という観点で違法行為や虚偽記載となった様な東京書籍、帝国書院、その他のメーカーや会社の教科書を使わず、不正違法がない令和書籍、自由社、育鵬社から採択して戴きたい。



請 願 文 書 表

受理番号	請 願 第 4 2 号	受理年月日	令和 6 年 3 月 2 9 日
件 名	令和 6 年度においては、収賄など不正のない企業の教科書採択を求める請願		
要 旨	違法行為や虚偽記載のあった会社の教科書を使わず、不正違法がない令和書籍、自由社、育鵬社から採択してほしい。		
請願者 住 所 氏 名	〒290- [redacted] 千葉県市原市 [redacted] [redacted]		

〜〜

議 案 説 明

請願について、千葉市教育委員会組織規則第8条第13号の規定に基づき、議決を求めるものであります。

議案第 1 2 4 号

陳情について

令和 6 年 4 月 1 日付けで受理した陳情第 2 号について、議決を求める。

令和 6 年 6 月 2 6 日提出

千葉市教育委員会教育長 鶴岡 克彦

写

千葉市教育委員会 陳情書
教育長 鶴岡克彦様

採択権者の教育長や、教育委員会が、子供の未来、教育に、当然と思われ、公正公平な教材書の採択をお願いし、

事実上、正確で子供達への教育として、内容の良い教材をお願いし、 伝統と文化を尊重し、^{これ、ほん}て日本、郷土を愛し、他国を尊重し、国際社の来と見取らざる態度を養うこと、^{この}いう事で違法行為や虚偽記載になった、東京書籍、帝国書院、その他のメーカーや会社の教材をやめて、不正違法のない、令和書籍、自由社、育鵬社、を採択して、いたがまだお願いし、

千葉市
教育委員会
大 6.4.-1
表 指
第6001号

委員の新開で、文部科学省の検定に合格し、令和7年度から使われる。中学校の教科書で、LGBT、など性的少数者についての記事が増加することになったと、別紙に

教師用の学習指導要領解説には、性に関する指導は、発達段階を踏まえること、学校全体で共通理解を図ること、保護者の理解を得ることなど、配慮することから、大抵であるが、明記されている。この原則を守り、心きた、生徒に、行い、実践、指導を押し付けてはならない

昨年6月に成立した、性的少数者に対する理解増進法が、教科書にも影響した。格好だから、同法には、反対意見も外れ、教師は、指導できるのかとあり、

保護者として、とても不安です。

陳 情 文 書 表

受理番号	陳 情 第 2 号	受理年月日	令和 6 年 4 月 1 日
件 名			
要 旨	1 採択権者の教育長や教育委員が、子供の未来の教育に妥当と思われる公正、公平な教科書を採択すること 2 違法行為や虚偽記載になった東京書籍、帝国書院の教科書をやめて、不正行為のない令和書籍、自由社、育鵬社を採択していただきたい 3 中学校の教科書で LGBT など性的少数者についての記述が増加することになったとあるが、学習指導要領解説に明記されている性に関する指導の原則を守るべきである		
陳 情 者 住 所 氏 名	〒285- [REDACTED] 千葉県佐倉市 [REDACTED] [REDACTED]		

〜〜

議 案 説 明

請願について、千葉市教育委員会組織規則第8条第13号の規定に基づき、議決を求めるものであります。

議案第 1 2 5 号

請願について

令和 6 年 4 月 1 日付けで受理した請願第 4 4 号について、議決を求める。

令和 6 年 6 月 2 6 日提出

千葉市教育委員会教育長 鶴岡 克彦

写

千葉市教育委員会 教育長 鶴岡克彦様

願意

令和6年3月28日

教育基本法に基づいた教科書を選採して頂く。

育鵬社、自由社、令和書籍、等です。

理由

少子化を始め社会の問題は現代病。

すべてが教育から始まり、大人にやりかえり。

政治家の問題だけでなく。

教育が一番の根元だと思っております。

その採択にたずさわる方々は、未来までの責任があります。

正しい教科書で歴史を教えない

日本人の教育を望みます。

佐倉市

孫が千葉市教科書と併せて。



請 願 文 書 表

受理番号	請 願 第 4 4 号	受理年月日	令和 6 年 4 月 1 日
件 名			
要 旨	教育基本法に基づいた育鵬社、自由社、令和書籍の教科書を選択すること		
請 願 者 住 所 氏 名	〒285- [redacted] 千葉県佐倉市 [redacted] [redacted]		

〜〜

議 案 説 明

請願について、千葉市教育委員会組織規則第8条第13号の規定に基づき、議決を求めるものであります。

議案第 1 2 6 号

請願について

令和 6 年 4 月 1 日付けで受理した請願第 4 5 号について、議決を求める。

令和 6 年 6 月 2 6 日提出

千葉市教育委員会教育長 鶴岡 克彦



請願書

令和6年3月29日

千葉市教育委員会 教育長 鶴岡 克彦 様

千葉市緑区

【件名】 令和6年度においては、収賄など不正のない企業の教科書採択を求める請願。

【理由】 文部科学省【教科書採択における公正確保の徹底等について通知】では『教科書採択は採択権者の判断と責任により綿密な調査研究を踏まえた上で公正性・透明性に疑念を生じさせることのないよう適切に行われることが必要であることはもとより採択権者である教育委員会や学校長は、採択結果やその理由について、保護者や地域住民等に対して説明責任を果たすことが重要となります』とある。一方、社会的な違法行為を行った会社が未だ多数採択されている事があるからである。

■ 第一学習社

令和3(2021)年3/30文部科学省は平成28(2016)年に第一学習社が高校側へ不適切な利益提供をしていた件数を過小報告していたと発表。平成28(2016)の調査結果以外に新たに3都府県の28校に46件の提供が発覚。萩生田光一文相記者会見「隠蔽虚偽報告は極めて悪質不誠実な行為。誠に遺憾で大変失望」同類の他3社は大修館書店、新興出版社啓林館、教育芸術社である。

■ 株式会社帝国書院

令和3年、自由社の教科書における「警備の武士」を『武士というよりも朝廷や院を警護する官職として武官と呼ぶべき』で間違いであるとして不採用にしていたにも関わらず帝国書院の「警備する武士」も間違いであるはずだが検定は通っている。

■ 東京書籍

平成28(2016)年7月現金授受などの収賄事件が三省堂、光村図書出版、教育出版、東京書籍の4社。検定中の教科書を教員らに見せて謝礼を渡していた問題。東京書籍から現金を受け取ったり、接待を受けたりしていたのが15人と圧倒的に多かった。

■ 大日本図書

令和4年。校長や教育長に現金・料亭接待、教科書選定の「不正営業」やまず初の指定取り消し。

以上の様になだたる大手メーカーがことごとく不祥事をおこしている事を鑑みて採択基準の改善を求め下記の通り請願する。

【願意】

1、『教育基本法（平成18年法律第120号）：第1章 教育の目的及び理念：第2条の五』にあるように『伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。』という観点で違法行為や虚偽記載となった様な東京書籍、帝国書院、その他のメーカーや会社の教科書を使わず、不正違法がない令和書籍、自由社、育鵬社から採択して戴きたい。



請 願 文 書 表

受理番号	請 願 第 4 5 号	受理年月日	令和 6 年 4 月 1 日
件 名	令和 6 年度においては、収賄など不正のない企業の教科書採択を求める請願		
要 旨	違法行為や虚偽記載のあった会社の教科書を使わず、不正違法がない令和書籍、自由社、育鵬社から採択してほしい。		
請 願 者 住 所 氏 名	〒266- [REDACTED] 千葉県千葉市緑区 [REDACTED] [REDACTED]		

〜〜

議 案 説 明

請願について、千葉市教育委員会組織規則第8条第13号の規定に基づき、議決を求めるものであります。

議案第 1 2 7 号

陳情について

令和 6 年 4 月 1 日付けで受理した陳情第 3 号について、議決を求める。

令和 6 年 6 月 2 6 日提出

千葉市教育委員会教育長 鶴岡 克彦

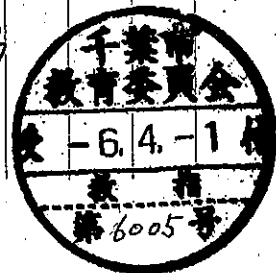
写

陳情書

千葉市教育委員会

教育長

鶴岡克彦様



令和七年度から使われる、中学校の教科書で

ＬＧＢＴなどの性的少数者についての記述を削除して
ほしいです。生徒に行き過るた指導を押し付けられ
下さい。

tokuyo

日本の伝統的国柄を尊重して下さい。そして伝統的
家族の役割をしっかりと生徒に教えるほしいのです。

教科書は流行を追うものではないです。

陳 情 文 書 表

受理番号	陳 情 第 3 号	受理年月日	令和 6 年 4 月 1 日
件 名			
要 旨	1 中学校の教科書で LGBT など性的少数者についての記述を削除してほしい 2 日本の伝統的家族の役割を生徒に教えてほしい		
陳 情 者 住 所 氏 名	〒264- 千葉県千葉市若葉区 		

〜〜

議 案 説 明

請願について、千葉市教育委員会組織規則第8条第13号の規定に基づき、議決を求めるものであります。

議案第 128 号

請願について

令和 6 年 4 月 1 日付けで受理した請願第 47 号について、議決を求める。

令和 6 年 6 月 26 日提出

千葉市教育委員会教育長 鶴岡 克彦

請願書



令和6年3月28日

千葉市教育委員会 教育長 鶴岡 克彦 様

印原 知

【件名】 令和6年度においては、収賄など不正のない企業の教科書採択を求める請願。

【理由】 文部科学省【教科書採択における公正確保の徹底等について通知】では『教科書採択は採択権者の判断と責任により綿密な調査研究を踏まえた上で公正性・透明性に疑念を生じさせることのないよう適切に行われることが必要であることはもとより採択権者である教育委員会や学校長は、採択結果やその理由について、保護者や地域住民等に対して説明責任を果たすことが重要となります』とある。一方、社会的な違法行為を行った会社が未だ多数採択されている事があきらかである。

■ 第一学習社

令和3(2021)年3/30文部科学省は平成28(2016)年に第一学習社が高校側へ不適切な利益提供をしていた件数を過小報告していたと発表。平成28(2016)の調査結果以外に新たに3都府県の28校に46件の提供が発覚。萩生田光一文科相記者会見「隠蔽虚偽報告は極めて悪質不誠実な行為。誠に遺憾で大変失望」同類の他3社は大修館書店、新興出版社啓林館、教育芸術社である。

■ 株式会社帝国書院

令和3年、自由社の教科書における「警備の武士」を『武士というよりも朝廷や院を警護する官職として武官と呼ぶべき』で間違いであるとして不採用にしていたにも関わらず帝国書院の「警備する武士」も間違いであるはずだが検定は通っている。

■ 東京書籍

平成28(2016)年7月現金授受などの収賄事件が三省堂、光村図書出版、教育出版、東京書籍の4社。検定中の教科書を教員らに見せて謝礼を渡していた問題。東京書籍から現金を受け取ったり、接待を受けたりしていたのが15人と圧倒的に多かった。

■ 大日本図書

令和4年。校長や教育長に現金・料亭接待、教科書選定の「不正営業」やまず初の指定取り消し。

以上の様になだたる大手メーカーがことごとく不祥事をおこしている事を鑑みて採択基準の改善を求め下記の通り請願する。

【願意】

1、『教育基本法（平成18年法律第120号）：第1章 教育の目的及び理念：第2条の五』にあるように『伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。』という観点で違法行為や虚偽記載となった様な東京書籍、帝国書院、その他のメーカーや会社の教科書を使わず、不正違法がない令和書籍、自由社、育鵬社から採択して戴きたい。



請 願 文 書 表

受理番号	請 願 第 4 7 号	受理年月日	令和 6 年 4 月 1 日
件 名	令和 6 年度においては、収賄など不正のない企業の教科書採択を求める請願		
要 旨	違法行為や虚偽記載のあった会社の教科書を使わず、不正違法がない令和書籍、自由社、育鵬社から採択してほしい。		
請 願 者 住 所 氏 名	〒290- 千葉県市原市 氏 名		

〜〜

議 案 説 明

請願について、千葉市教育委員会組織規則第8条第13号の規定に基づき、議決を求めるものであります。

議案第 1 2 9 号

請願について

令和 6 年 4 月 1 日付けで受理した請願第 4 8 号について、議決を求める。

令和 6 年 6 月 2 6 日提出

千葉市教育委員会教育長 鶴岡 克彦

請願書

写

令和6年3月27日

千葉市教育委員会

教育長 鶴岡克彦様

千葉市緑区

公正な教科書採択について

請願

①“従軍慰安婦”表現がある様は不適切な表現

②“南京事件”について 中国人に対し 30万人(?)大虐殺が

あった様の表現

③ 福島処理水について “汚染水”と表現



これらの不適切な表現の無い教科書を選んて頂きたい。

要望事項

① 東京書籍が教科書謝礼問題で(採択者・数量に謝礼を渡す便宜を計るという)不正をした会社に対し、一定期間には採択を控えて頂きたい。

② 教科書採択権者の思想についてある一定の方向に片寄った方がいいのか？ 日本の子供達にとって誇りを持てる教科書があつたとしても、それを採択する者の片寄った自分の思想で、不採用にしているのではいいかい？
むしろ、採択者の経歴、国籍を明確に告示して欲しい。

請 願 文 書 表

受理番号	請 願 第 4 8 号	受理年月日	令和 6 年 4 月 1 日
件 名	公正な教科書採択について		
要 旨	1 不正をした東京書籍に対し、一定期間は採択を控えること 2 教科書採択権者の経歴、国籍を明確に告示すること		
請 願 者 住 所 氏 名	〒266- [redacted] 千葉県千葉市緑区 [redacted] [redacted]		

〜〜

議 案 説 明

請願について、千葉市教育委員会組織規則第8条第13号の規定に基づき、
議決を求めるものであります。

議案第 1 3 0 号

請願について

令和 6 年 4 月 1 日付けで受理した請願第 5 4 号について、議決を求める。

令和 6 年 6 月 2 6 日提出

千葉市教育委員会教育長 鶴岡 克彦

写

請願書

千葉市教育委員会

令和6年3月27日

教育長 鶴岡英彦様

千葉市緑区

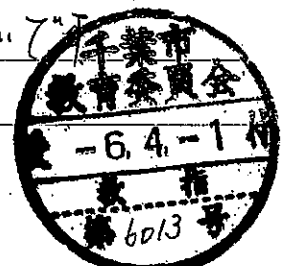
6年度に使用する教科書において謝辞問題不正
を行った教科書を採用しない事求める請願

教科書採択ありしに、綿密な調査をした上で公正性・透明性を
確保して採択していったとされています。

内容的に差はないのに、現金受取たり接待受取たりとした
東京書籍の教科書が使用されたという、どういふ事なのかわかる
公正性があるとは思えません。

不正違法な教科書会社があるのだから、著者に
それらの問題のない会社から選ぶかと思っております。

不正違法・問題のない令和書籍・育徳舎・自由社
の教科書会社から採択していただくように
定めていただく願います。



請 願 文 書 表

受理番号	請 願 第 5 4 号	受理年月日	令和 6 年 4 月 1 日
件 名	6 年度の使用する教科書において謝礼問題不正を行った会社の教科書を採用しない事を求める請願		
要 旨	1 綿密な調査をした上で、公正性透明性をもって採択をすること 2 現金を受け取ったり接待を受けたりした東京書籍の教科書が使用されているのは公正性があると思えない 3 不正、違法、問題のない令和書籍、育鵬社、自由社の教科書会社から採択すること		
請 願 者 住 所 氏 名	〒266- [REDACTED] 千葉県千葉市緑区 [REDACTED] [REDACTED]		

〜〜

議 案 説 明

請願について、千葉市教育委員会組織規則第8条第13号の規定に基づき、
議決を求めるものであります。

議案第 131 号

請願について

令和 6 年 4 月 1 日付けで受理した請願第 57 号について、議決を求める。

令和 6 年 6 月 26 日提出

千葉市教育委員会教育長 鶴岡 克彦

請願書

(写)

令和6年3月27日

千葉市教育委員会 教育長 鶴岡 克彦 様

市原市

【件名】 令和6年度においては、収賄など不正のない企業の教科書採択を求める請願。

【理由】 文部科学省【教科書採択における公正確保の徹底等について通知】では『教科書採択は採択権者の判断と責任により綿密な調査研究を踏まえた上で公正性・透明性に疑念を生じさせることのないよう適切に行われることが必要であることはもとより採択権者である教育委員会や学校長は、採択結果やその理由について、保護者や地域住民等に対して説明責任を果たすことが重要となります』とある。一方、社会的な違法行為を行った会社が未だ多数採択されている事があきらかである。

■ 第一学習社

令和3(2021)年3/30文部科学省は平成28(2016)年に第一学習社が高校側へ不適切な利益提供をしていた件数を過小報告していたと発表。平成28(2016)の調査結果以外に新たに3都府県の28校に46件の提供が発覚。萩生田光一文科相記者会見「隠蔽虚偽報告は極めて悪質不誠実な行為。誠に遺憾で大変失望」同類の他3社は大修館書店、新興出版社啓林館、教育芸術社である。

■ 株式会社帝国書院

令和3年、自由社の教科書における「警備の武士」を『武士というよりも朝廷や院を警護する官職として武官と呼ぶべき』で間違いであるとして不採用にしていたにも関わらず帝国書院の「警備する武士」も間違いであるはずだが検定は通っている。

■ 東京書籍

平成28(2016)年7月現金授受などの収賄事件が三省堂、光村図書出版、教育出版、東京書籍の4社。検定中の教科書を教員らに見せて謝礼を渡していた問題。東京書籍から現金を受け取ったり、接待を受けたりしていたのが15人と圧倒的に多かった。

■ 大日本図書

令和4年。校長や教育長に現金・料亭接待、教科書選定の「不正営業」やまず初の指定取り消し。

以上の様になだたる大手メーカーがことごとく不祥事をおこしている事を鑑みて採択基準の改善を求め下記の通り請願する。

【願意】

1、『教育基本法（平成18年法律第120号）：第1章 教育の目的及び理念：第2条の五』にあるように『伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。』という観点で違法行為や虚偽記載となった様な東京書籍、帝国書院、その他のメーカーや会社の教科書を使わず、不正違法がない令和書籍、自由社、育鵬社から採択して戴きたい。



請 願 文 書 表

受理番号	請 願 第 5 7 号	受理年月日	令和 6 年 4 月 1 日
件 名	令和 6 年度においては、収賄など不正のない企業の教科書採択を求める請願		
要 旨	違法行為や虚偽記載のあった会社の教科書を使わず、不正違法がない令和書籍、自由社、育鵬社から採択してほしい。		
請 願 者 住 所 氏 名	〒290- [redacted] 千葉県市原市 [redacted] [redacted]		

〜〜

議 案 説 明

請願について、千葉市教育委員会組織規則第8条第13号の規定に基づき、議決を求めるものであります。

議案第 1 3 2 号

請願について

令和 6 年 4 月 1 日付けで受理した請願第 5 9 号について、議決を求める。

令和 6 年 6 月 2 6 日提出

千葉市教育委員会教育長 鶴岡 克彦

請願書 (写)

令和6年3月29日

千葉市教育委員会 教育長 鶴岡 克彦 様

千葉市原市

件名：令和6年度の中学校教科用図書の採択において包括的性教育に関わる内容を取り入れたり織り交ぜた内容の教科書を採択しない事と、調査員の方々からの【LGBT、レズ、ゲイ、バイセクシャル、トランスジェンダー、クィア、プラスQ、有色人種、当事者】についての説明文書も同時に求める請願

理由：なぜ施行日：令和五年六月二十三日【性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（令和五年法律第六十八号）】に関連する様な内容が今般の令和7年度使用教科用図書の検定に通る教科書に記載されているのか物理的に不可能でありまったく受け入れられません。今般の令和7年度使用教科用図書の検定は昨年令和5年なわけでは絶対に検定合格する事など出来るわけないのです。本来、書籍製作というのは構成に始まり、資料集め、下書き、ラフ、ページ構成、試刷り、修正、校正、調整試刷り、更に校正、本番前刷り、本刷り、といった途方も無い工程、プロセスを必要とします。【性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律】施行日令和5年六月二十三日施行以降に製作作業を始めたとして今般の検定への書籍としての提出に間に合わせるなど物理的に到底不可能です。一万歩譲って間に合ったとしても到底内容は未熟で多くの誤り表記があるといった不備ある仕上がりに成り下がっている事を懸念します。過去に大量の誤り教科書の懸念をする事実と事象は既に起きております。令和2年度(2020)文部科学省の検定に合格し令和4年度(2022)から使用が始まり同年4月に高校教員から間違いを指摘され200箇所ものミスが発覚した東京書籍の件がそれにあたります。誤り内容の例は「西岸海洋性気候」を「西海岸性気候」と間違えたり地図上で「ドレーク海峡」と説明すべき場所を「マゼラン海峡」と誤記するなどという酷い内容ばかりです。東京書籍の失態もしかりですが、そもそも検定を通す文部科学省側の失態について罰則罰金こそないものの、その教科書を使った日本人の皆様の貴重な人生の時間はお金になど変えられるものではありません。しかも教科書会社最大手である東京書籍は平成28年(2016)7月、検定中の教科書を教員らに見せ謝礼を渡すといった収賄事件を三省堂、光村図書出版、教育出版とともに引き起こしております。その中でも東京書籍から現金を受け取ったり接待を受けたりしてた人数が15人と圧倒的に多かった様な不健全な企業が多く誤り表記教科書を製作したという事実が起きております。

並びにこの誤り表記について気づけなかった調査員ではどうい国民の多くが反対をし理解に及んでいない複雑な

【性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（令和五年法律第六十八号）】の内容を組み込むなど危険極まりないです。誤り無く整合性が取れる確証はあるのでしょうか。また調査員の方々はまったく無知な方々にLGBT+Qを理路整然と説明出来るのでしょうか。使用する教員の皆様や生徒の皆様に分らない点を聞かれて説明出来るというのでしょうか。さらにその【性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（令和五年法律第六十八号）】に関連した性自認や性的指向などというもの保健体育だけでなく、社会、英語、数学、国語などといったまったく関係しない分野まで影響する様な教科書は断じて受け入れられません。不健全です。【1+1=2】という普通の事象と同列に【心の性はグレーだったり虹色だよ】といった抽象的な概念だったり、【明日の気分で男性か女性か決められる】などという理解の追いつかない様な事を織り交ぜる複雑さは子供の思考に混乱をきたします。大人でさえ理解できません。その様な子供の思考に混乱をきたす事は健全な大人や社会人へ成長するための大事な発育段階において悪影響です。当然の事です。生物学的な男女は天地が覆せない様に絶対に変わりませんし変えられません。よって子供達の真ッ当な学問において覆るわけのない男女の性差を否定する様な行き過ぎた指導内容の教科書は断じて受け入れられません。LGBT、レズ、ゲイ、バイセクシャル、トランスジェンダー、クィア、プラスQ、有色人種、当事者、そういった単語や表現は社会、英語、数学、国語などにはまったく必要ありません。これらの教科において混乱しか生まれません。素々と事実のみを表記するべきです。また調査員の方々こそ【LGBT、レズ、ゲイ、バイセクシャル、トランスジェンダー、クィア、プラスQ、有色人種、当事者】についての説明を理路整然と可能である事を証明する必要があると考えるのが至極当然である。

願意：令和6年度の中学校教科用図書の採択において包括的性教育に関わる内容を織り交ぜた内容の教科書を採択しない事。2.それに平行して採用するのであれば全調査員の方々の【LGBT、レズ、ゲイ、バイセクシャル、トランスジェンダー、クィア、プラスQ、有色人種、当事者】についての明確な説明文書のインターネット掲載を求めます。



請 願 文 書 表

受理番号	請 願 第 5 9 号	受理年月日	令和 6 年 4 月 1 日
件 名	令和 6 年度の中学校教科用図書の採択において包括的性教育に関わる内容を取り入れたり織り交ぜた内容の教科書を採択しない事と、調査員の方々からの【LGBT、レズ、ゲイ、バイセクシャル、トランスジェンダー、クィア、プラス Q、有色人種、当事者】についての説明文書も同時に求める請願		
要 旨	包括的性教育に関わる内容を織り交ぜた教科書を採択しないこと。採用するのなら、全調査員が、「LGBT、レズ、ゲイ、バイセクシャル、トランスジェンダー、クィア、プラス Q、有色人種、当事者」についての説明文をインターネットに掲載すること。		
陳情者 住 所 氏 名	〒290- [REDACTED] 千葉県市原市 [REDACTED] [REDACTED]		

〜〜

議 案 説 明

請願について、千葉市教育委員会組織規則第8条第13号の規定に基づき、議決を求めるものであります。

議案第 1 3 3 号

請願について

令和 6 年 4 月 1 日付けで受理した請願第 6 0 号について、議決を求める。

令和 6 年 6 月 2 6 日提出

千葉市教育委員会教育長 鶴岡 克彦

請願書

写

令和6年3月28日

千葉市教育委員会 委員長 鶴岡克彦 様

千葉市原市

【件名】

令和6年度の中学校教科用図書の採択においてLGBT、+Q、包括的性教育などの単語や表現、内容のある教科書を採択しない事を求める請願。

【理由】

施行日：令和五年六月二十三日【性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（令和五年法律第六十八号）】は理念法です。保護者の同意なくしては施策さえ不可能です。そして中学生は保護者に判断を委ねる未成年であり、保護されるべき対象です。しかし教科書というものは強制でありもし件名に記載する様な内容を表記してしましたら、理念法の概念と保護者の同意を得る事をないがしろにしています。法治国家の日本の根幹を否定する明らかな瑕疵です。こうして予測出来ている瑕疵の懸念と指摘を国民の理解と同意なく推進し教科書として強制的に思想を流布する事は民主主義の崩壊であり国家の体をなしておりません。そもそも多くの国民が反対し騒動になったLGBT理解増進法を、その騒動も収まっておらず大人でさえも理解、浸透しきれていない現実の社会において子供に強制的に理解させるなど合理的、物理的に考えて不可能です。これは

『教育基本法：第一章：教育の目的及び理念（教育の目的）第一条：教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。』という点においても違法であると考えます。調査員、採択権者方々におかれましてはその点をしっかり留意して戴きたいと思います。議事録にも発言等々をしっかりと記載して戴き国民として一市民として確認させて戴く所存です。民主的な方法と段階として以下を請願いたします。

【願意】

令和6年度の中学校教科用図書の採択において保護者の同意を得ていないLGBT、+Q、包括的性教育にまつわる一切の単語、表現、内容を含む教科書を採択しない事。



請 願 文 書 表

受理番号	請 願 第 6 0 号	受理年月日	令和 6 年 4 月 1 日
件 名	令和 6 年度の中学校教科用図書の採択において LGBT、+Q、包括的性教育などの単語や表現、内容のある教科書を採択しない事を求める請願		
要 旨	保護者の同意を得ていない LGBT、+Q、包括的性教育にまつわる一切の単語、表現、内容を含む教科書を採択しないこと		
陳 情 者 住 所 氏 名	〒290- [REDACTED] 千葉県市原市 [REDACTED] [REDACTED]		

〜〜

議 案 説 明

請願について、千葉市教育委員会組織規則第8条第13号の規定に基づき、議決を求めるものであります。

議案第 1 3 4 号

請願について

令和 6 年 4 月 1 日付けで受理した請願第 6 1 号について、議決を求める。

令和 6 年 6 月 2 6 日提出

千葉市教育委員会教育長 鶴岡 克彦

請願書

写

令和6年3月29日

千葉市教育委員会 教育長 鶴岡 克彦 様

千葉縣市原市

【 件名 】

令和6年度の中学校教科用図書の採択において包括的性教育に関わる内容やLGBT関連を取り入れた内容のある教科書を採択しない請願。

【 理由 】

新聞で知りましたが令和7年度から使用される教科書のLGBTという単語が表記されているような教科書は教育には不向きです。教育現場では思春期を迎える子供達に理解させるのはとても無理だと感じます。教科書は流行を追うものではないです。『教育基本法（平成18年法律第120号）：第1章 教育の目的及び理念：第2条の五』にあるように『伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。』という点から伝統的家族の役割や日本の国柄をなどについて教える事が教育の役割だと考えております。

【 願意 】

令和6年度の中学校教科用図書の採択において包括的性教育やLGBT関連の内容、単語、表現を取り入れた教科書を採択しない事。



請 願 文 書 表

受理番号	請 願 第 6 1 号	受理年月日	令和 6 年 4 月 1 日
件 名	令和 6 年度の中学校教科用図書の採択において包括的性教育に関わる内容や LGBT 関連を取り入れた内容のある教科書を採択しない事を求める請願		
要 旨	包括的性教育や LGBT 関連の内容、単語、表現を取り入れた教科書を採択しないこと		
陳 情 者 住 所 氏 名	〒290- [redacted] 千葉県市原市 [redacted] [redacted]		

〜〜

議 案 説 明

請願について、千葉市教育委員会組織規則第8条第13号の規定に基づき、議決を求めるものであります。

議案第 1 3 5 号

請願について

令和 6 年 4 月 1 日付けで受理した請願第 7 0 号について、議決を求める。

令和 6 年 6 月 2 6 日提出

千葉市教育委員会教育長 鶴岡 克彦

請願書

写

令和6年3月28日

千葉市教育委員会 教育長 鶴岡 克彦 様

千葉市

【件名】 令和6年度においては、収賄など不正のない企業の教科書採択を求める請願。

【理由】 文部科学省【教科書採択における公正確保の徹底等について通知】では『教科書採択は採択権者の判断と責任により綿密な調査研究を踏まえた上で公正性・透明性に疑念を生じさせることのないよう適切に行われることが必要であることはもとより採択権者である教育委員会や学校長は、採択結果やその理由について、保護者や地域住民等に対して説明責任を果たすことが重要となります』とある。一方、社会的な違法行為を行った会社が未だ多数採択されている事があきらかである。

■ 第一学習社

令和3(2021)年3/30文部科学省は平成28(2016)年に第一学習社が高校側へ不適切な利益提供をしていた件数を過小報告していたと発表。平成28(2016)の調査結果以外に新たに3都府県の28校に46件の提供が発覚。萩生田光一文科相記者会見「隠蔽虚偽報告は極めて悪質不誠実な行為。誠に遺憾で大変失望」同類の他3社は大修館書店、新興出版社啓林館、教育芸術社である。

■ 株式会社帝国書院

令和3年、自由社の教科書における「警備の武士」を『武士というよりも朝廷や院を警護する官職として武官と呼ぶべき』で間違いであるとして不採用にしていたにも関わらず帝国書院の「警備する武士」も間違いであるはずだが検定は通っている。

■ 東京書籍

平成28(2016)年7月現金授受などの収賄事件が三省堂、光村図書出版、教育出版、東京書籍の4社。検定中の教科書を教員らに見せて謝礼を渡していた問題。東京書籍から現金を受け取ったり、接待を受けたりしていたのが15人と圧倒的に多かった。

■ 大日本図書

令和4年。校長や教育長に現金・料亭接待、教科書選定の「不正営業」やまず初の指定取り消し。

以上の様になだたる大手メーカーがことごとく不祥事をおこしている事を鑑みて採択基準の改善を求め下記の通り請願する。

【願意】

1、『教育基本法（平成18年法律第120号）：第1章 教育の目的及び理念：第2条の五』にあるように『伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。』という観点で違法行為や虚偽記載となった様な東京書籍、帝国書院、その他のメーカーや会社の教科書を使わず、不正違法がない令和書籍、自由社、育鵬社から採択して戴きたい。



請 願 文 書 表

受理番号	請 願 第 7 0 号	受理年月日	令和 6 年 4 月 1 日
件 名	令和 6 年度においては、収賄など不正のない企業の教科書採択を求める請願		
要 旨	違法行為や虚偽記載のあった会社の教科書を使わず、不正違法がない令和書籍、自由社、育鵬社から採択してほしい。		
請 願 者 住 所 氏 名	〒292- [redacted] 千葉県木更津市 [redacted] [redacted]		

〜〜

議 案 説 明

請願について、千葉市教育委員会組織規則第8条第13号の規定に基づき、議決を求めるものであります。

議案第 1 3 6 号

請願について

令和 6 年 4 月 1 日付けで受理した請願第 7 4 号について、議決を求める。

令和 6 年 6 月 2 6 日提出

千葉市教育委員会教育長 鶴岡 克彦

令和6年3月27日

千葉市教育委員会

千葉市教育委員会 教育長 鶴岡 克彦 様

【件名】

令和6年度の千葉市の教科書採択においては、誤謬、バイアス、偏向、事実無根の内容や自虐的な嘘を掲載する教科書は日本人の教育上適していないため除外し、事実を記載し日本人の誇りを育てる事に主眼を置いた教科書採択を求める請願。

【理由】

文部科学省教科書採択における公正確保の徹底等について（通知）では『綿密な調査研究を踏まえた上で、公正性・透明性に疑念を生じさせることのないよう適切に行われることが必要であることはもとより、採択権者である教育委員会や学校長は、採択結果やその理由について、保護者や地域住民等に対して説明責任を果たすことが重要となります。』とある。一方、誤謬、バイアス、偏向、かつ自虐史観に満ちた教科書の採用が多く日本の歴史の影の部分や殊更に強調して日本が誇るべき歴史上の人物の功績などは省いており、このような教科書で教わる子供が日本はひどい国で日本人は最低の民族ですと答えるしかない人間に育つ事を懸念する。例えば南京大虐殺という嘘の事象について、中国側が30万人以上の人々が日本軍によって虐殺されたと発表していると書かれている教科書があるが、当時の南京の人口は20万人しかいなかったのに何故30万人も殺戮出来るのかという矛盾を通り越した嘘の表記をしている。文部科学省の課長は「中国側の発表した数字として書いてあるので例えば数字が史実と違っていても問題ない」と反論したそうだが、日本の教科書の裏付けを他国の言い分で表記するのは不健全でしかない。また「従軍慰安婦」という不正確な日本語を表記していた様な教科書もあるが「従軍」とは「従軍看護婦」や「従軍記者」など軍属に付ける言葉である。「従軍慰安婦」などという言葉は存在していない。「従軍慰安婦」という誤った言葉を使用する教科書もあるようだが不健全である。戦後の造語であり明らかな事実無根の情報を教科書に明記してしまった様な教科書を使用させてはならない。文部科学省が「確かに存在しなかった言葉とされていますが、歴史事典の中には『従軍慰安婦』という言葉を書いているものも有りますので」という詭弁がなされた事も誠に教育上不健全である。

以下は、各メーカーの誤謬、バイアス、偏向と陳情を羅列する。

(1)帝国書院

- ・世界の常識である自国の歴史が浅すぎる。肝心の日本人の誇りを育てる神道や神話に一行も触れていない。
- ・縄文土器、貝塚の世界最古の記述がない。
- ・皇居に対する敬礼を強制させたという記述は自虐史観バイアスのかかった誤りである。
- ・朝鮮語を禁止したという記述は自虐史観バイアスのかかった誤りである。
- ・ポツダム宣言を日本が黙殺したという記述は明らかな誤りである。受諾している。さらに受諾以降、ソ連が国際ルールを無視して北方領土を略奪した事実を記載すべきである。真岡郵便局事件も日本として記載すべきである。
- ・経済発展は戦争の反省のおかげという記述は自虐史観バイアスのかかった誤りである。正しくは日本人特有の勤勉さと精密さを追求する国民性による奇跡とも言われた復興の成果とするべきである。

(2)東京書籍

- ・ロシア革命は、資本主義に不満を持ち、戦争に反対する人々に支持され、各国で社会主義の運動が高まりましたと美化するのみで、その反面虐殺や問答無用の取り締まりがあったという負の側面を一切書いていない。

以上、社会歴史の誤謬、バイアス、偏向甚だしい点を鑑みて以下の通り請願する。

【願意】1、『教育基本法（平成18年法律第120号）：第1章 教育の目的及び理念：第2条の五』にあるように『伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。』という点から社会教科全般には事実のみを表記している、令和書籍、自由社、育鵬社を採択して戴きたい。



請 願 文 書 表

受理番号	請 願 第 7 4 号	受理年月日	令和 6 年 4 月 1 日
件 名	令和 6 年度の教科書採択においては、誤謬、バイアス、偏向、事実無根の内容や自虐的な嘘を掲載する教科書は日本人の教育上適していないため除外し、事実を記載し日本人の誇りを育てる事に主眼を置いた教科書採択を求める請願		
要 旨	社会教科全般には事実のみを表記している、令和書籍、自由社、育鵬社を採択してほしい		
請 願 者 住 所 氏 名	〒290- [REDACTED] 千葉県市原市 [REDACTED] [REDACTED]		

〜〜

議 案 説 明

請願について、千葉市教育委員会組織規則第8条第13号の規定に基づき、議決を求めるものであります。

議案第 1 3 7 号

請願について

令和 6 年 4 月 1 日付けで受理した請願第 7 7 号について、議決を求める。

令和 6 年 6 月 2 6 日提出

千葉市教育委員会教育長 鶴岡 克彦



請願書

令和6年3月27日

千葉市教育委員会 教育長 鶴岡 克彦 様

千葉県千葉市

【件名】 令和6年度においては、収賄など不正のない企業の教科書採択を求める請願。

【理由】 文部科学省【教科書採択における公正確保の徹底等について通知】では『教科書採択は採択権者の判断と責任により綿密な調査研究を踏まえた上で公正性・透明性に疑念を生じさせることのないよう適切に行われることが必要であることはもとより採択権者である教育委員会や学校長は、採択結果やその理由について、保護者や地域住民等に対して説明責任を果たすことが重要となります』とある。一方、社会的な違法行為を行った会社が未だ多数採択されている事があきらかである。

■ 第一学習社

令和3(2021)年3/30文部科学省は平成28(2016)年に第一学習社が高校側へ不適切な利益提供をしていた件数を過小報告していたと発表。平成28(2016)の調査結果以外に新たに3都府県の28校に46件の提供が発覚。萩生田光一文科相記者会見「隠蔽虚偽報告は極めて悪質不誠実な行為。誠に遺憾で大変失望」同類の他3社は大修館書店、新興出版社啓林館、教育芸術社である。

■ 株式会社帝国書院

令和3年、自由社の教科書における「警備の武士」を『武士というよりも朝廷や院を警護する官職として武官と呼ぶべき』で間違いであるとして不採用にしていたにも関わらず帝国書院の「警備する武士」も間違いであるはずだが検定は通っている。

■ 東京書籍

平成28(2016)年7月現金授受などの収賄事件が三省堂、光村図書出版、教育出版、東京書籍の4社。検定中の教科書を教員らに見せて謝礼を渡していた問題。東京書籍から現金を受け取ったり、接待を受けたりしていたのが15人と圧倒的に多かった。

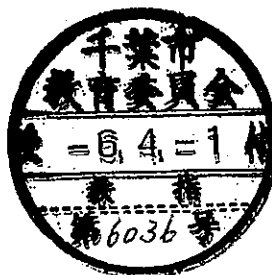
■ 大日本図書

令和4年。校長や教育長に現金・料亭接待、教科書選定の「不正営業」やまず初の指定取り消し。

以上の様になだたる大手メーカーがことごとく不祥事をおこしている事を鑑みて採択基準の改善を求め下記の通り請願する。

【願意】

1、『教育基本法（平成18年法律第120号）：第1章 教育の目的及び理念：第2条の五』にあるように『伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。』という観点で違法行為や虚偽記載となった様な東京書籍、帝国書院、その他のメーカーや会社の教科書を使わず、不正違法がない令和書籍、自由社、育鵬社から採択して戴きたい。



請 願 文 書 表

受理番号	請 願 第 7 7 号	受理年月日	令和 6 年 4 月 1 日
件 名	令和 6 年度においては、収賄など不正のない企業の教科書採択を求める請願		
要 旨	違法行為や虚偽記載のあった会社の教科書を使わず、不正違法がない令和書籍、自由社、育鵬社から採択してほしい。		
請願者 住 所 氏 名	〒292- [REDACTED] 千葉県木更津市 [REDACTED] [REDACTED]		

〜〜

議 案 説 明

請願について、千葉市教育委員会組織規則第8条第13号の規定に基づき、議決を求めるものであります。

議案第 138 号

請願について

令和 6 年 4 月 1 日付けで受理した請願第 79 号について、議決を求める。

令和 6 年 6 月 26 日提出

千葉市教育委員会教育長 鶴岡 克彦

令和6年3月29日

千葉市教育委員会 教育長 鶴岡 克彦 様

千葉県市原市

【件名】 令和6年度の中学校教科用図書の採択において包括的性教育に関わる内容を取り入れたり織り交ぜた内容の教科書を採択しない事を求める請願。

【理由】

多くの国民から反対され騒動にもなったLGBT理解増進法が昨年5年6月から施行されていますが未だ国民の多くはその真意も施行された理由も内容も理解しておりません。なおさら判断の未熟な中学生や子供にはLGBTという複雑な内容は理解が難しい。また昨今頻発している性自認、トランスジェンダーの方々の事件や騒動についても懸念でしかありません。東京都新宿のジェンダーレストイレ騒動問題、女性を自認する女装男性の女子トイレ違法侵入逮捕事件、女性を自認する女装男性の女子風呂違法侵入逮捕事件、女性を自認する女装男性が女性と偽り女性に対し猥褻行為をして逮捕された事件等々、これだけ大人が事件を起こし社会の混乱が収まっておらず、むしろ助長したとさえ言えるLGBT理解増進法などというものは到底子供達に理解が及ぶものではありません。むしろ悪影響です。それらを理解するためという理論で施行された法律なのでしょうが理念法であり強制でもなく保護者の同意が必要な施策であって教科書に掲載し強制的に思想をすり込むのは全く正当な段階ではないです。また男女の性は生物学的に絶対に変える事は出来ません。それをグレーだとか、虹色だとか、曖昧かつ抽象的な理解を求めるのは子供には無理であり悪影響でしかありません。大人でさえ理解出来ていないこのLGBTの区別は非常に混乱します。さらに+Qという概念も当事者たちでさえよく解らない、知らないという声も聞きます。むしろ性同一性障害者らでつくる多くの団体、例えば『性別不合当事者の会』、『白百合の会』、『平等社会実現の会』、『女性スペースを守る会』といった当事者団体の方々がLGBT理解増進法には反対していた経緯があり、国民を無視した法律の上に成り立っている現状の内容を記載する教科書を使うのはあまりに危険です。また現状では現場の先生方でも困惑する声を聞きます。子供達への説明をどの様にすれば良いか分からないという先生方もおります。教育を司る文科省がそういったLGBT関連を表記する教科書に検定の合格を与える事もまったく判断に苦しみます。現場さえ混乱している内容は非常に危険です。健全な教育とはとても言えません。『教育基本法：第二章 教育の実施に関する基本（義務教育）：第五条』に『義務教育として行われる普通教育は、各個人の有する能力を伸ばしつつ社会において自立的に生きる基礎を培いまた国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養うことを目的として行われるものとする』とある様にその教科書を使った子供達の資質の未来に調査員や採択権者の皆様は責任が取れるのでしょうか。日本人の子供達が今後上記に記したような事件の加害者、被害者にならないと言い切れるのでしょうか。絶対に私はそんな責任もとれませんし、子供達が事件当事者になりかねない酷い未来につながる懸念しかありません。

【願意】

令和6年度の中学校教科用図書の採択において日本の子供達への未来に責任を取って教科書採択をしていただきたく、LGBT、及び+Q、や包括的性教育などに関わる内容や単語、表現等々を織り交ぜた内容の教科書を採択しない事。



請 願 文 書 表

受理番号	請 願 第 7 9 号	受理年月日	令和 6 年 4 月 1 日
件 名	令和 6 年度の中学校教科用図書の採択において包括的性教育に関わる内容を取り入れたり織り交ぜた内容の教科書を採択しない事を求める請願		
要 旨	LGBT、及び＋Ｑや、包括的性教育などに関わる内容や単語、表現等々を織り交ぜた内容の教科書を採択しない事		
陳 情 者 住 所 氏 名	〒290- [REDACTED] 千葉県市原市 [REDACTED] [REDACTED]		

〜〜

議 案 説 明

請願について、千葉市教育委員会組織規則第8条第13号の規定に基づき、議決を求めるものであります。

議案第 1 3 9 号

請願について

令和 6 年 4 月 1 日付けで受理した請願第 8 0 号について、議決を求める。

令和 6 年 6 月 2 6 日提出

千葉市教育委員会教育長 鶴岡 克彦

請願書



令和6年3月29日

千葉県市原市

千葉市教育委員会 教育長 鶴岡 克彦 様

【件名】

令和6年度の中学校教科用図書の採択において包括的性教育に関わる内容やLGBT関連を取り入れた内容のある教科書を採択しない請願。

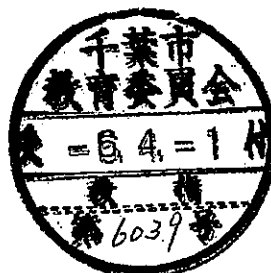
【理由】

新聞で知りましたが令和7年度から使用される教科書のLGBTという単語が表記されているような教科書は教育には不向きです。教育現場では思春期を迎える子供達に理解させるのはとても無理だと感じます。教科書は流行を追うものではないです。

『教育基本法（平成18年法律第120号）：第1章 教育の目的及び理念：第2条の五』にあるように『伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。』という点から伝統的家族の役割や日本の国柄をなどについて教える事が教育の役割だと考えております。

【願意】

令和6年度の中学校教科用図書の採択において包括的性教育やLGBT関連の内容、単語、表現を取り入れた教科書を採択しない事。



請 願 文 書 表

受理番号	請 願 第 8 0 号	受理年月日	令和 6 年 4 月 1 日
件 名	令和 6 年度の中学校教科用図書の採択において包括的性教育に関わる内容や LGBT 関連を取り入れた内容のある教科書を採択しない事を求める請願		
要 旨	包括的性教育や LGBT 関連の内容、単語、表現を取り入れた教科書を採択しないこと		
陳 情 者 住 所 氏 名	〒290- [REDACTED] 千葉県市原市 [REDACTED] [REDACTED]		

〜〜

議 案 説 明

請願について、千葉市教育委員会組織規則第8条第13号の規定に基づき、議決を求めるものであります。

議案第 1 4 2 号

請願について

令和 6 年 4 月 2 日付けで受理した請願第 9 0 号について、議決を求める。

令和 6 年 6 月 2 6 日提出

千葉市教育委員会教育長 鶴岡 克彦

令和6年3月28日

請 願 文 書 表

受理番号	請 願 第 9 0 号	受理年月日	令和 6 年 4 月 2 日
件 名	令和 6 年度においては、収賄など不正のない企業の教科書採択を求める請願		
要 旨	違法行為や虚偽記載のあった会社の教科書を使わず、不正違法がない令和書籍、自由社、育鵬社から採択してほしい。		
請 願 者 住 所 氏 名	〒260- 千葉県千葉市中央区 千葉市中央区		

〜〜

議 案 説 明

請願について、千葉市教育委員会組織規則第8条第13号の規定に基づき、議決を求めるものであります。

議案第 1 4 0 号

請願について

令和 6 年 4 月 2 日付けで受理した請願第 8 7 号について、議決を求める。

令和 6 年 6 月 2 6 日提出

千葉市教育委員会教育長 鶴岡 克彦

千葉市教育委員会 教育長 鶴岡 克彦 様

〒260- [redacted]

千葉市中央区 [redacted]

【件名】

令和6年度の千葉市の教科書採択においては、誤謬、バイアス、偏向、事実無根の内容や自虐的な嘘を掲載する教科書は日本人の教育に適していないため除外し、事実を記載し日本人の誇りを育てる事に主眼を置いた教科書採択を求める請願。

【理由】

文部科学省教科書採択における公正確保の徹底等について（通知）では「綿密な調査研究を踏まえた上で、公正性・透明性に疑念を生じさせることのないよう適切に行われることが必要であることはもとより、採択権者である教育委員会や学校長は、採択結果やその理由について、保護者や地域住民等に対して説明責任を果たすことが重要となります。」とある。一方、誤謬、バイアス、偏向、かつ自虐史観に満ちた教科書の採用が多く日本の歴史の影の部分に殊更に強調して日本が誇るべき歴史上の人物の功績などは省いており、このような教科書で教わる子供が日本はひどい国で日本人は最低の民族だと答えるしかない人間に育つ事を懸念する。例えば南京大虐殺という嘘の事象について、中国側が30万人以上の人々が日本軍によって虐殺されたと発表していると書かれている教科書があるが、当時の南京の人口は20万人しかいなかったのに何故30万人も殺戮出来るのかという矛盾を乗り越えた嘘の表記をしている。文部科学省の課長は「中国側の発表した数字として書いてあるので例え数字が史実と違っていても問題ない」と反論したそうだが、日本の教科書の裏付けを他国の言い分で表記するのは不健全でしかない。また「従軍慰安婦」という不正確な日本語を表記していた様な教科書もあるが「従軍」とは「従軍看護婦」や「従軍記者」など軍属に付ける言葉である。「従軍慰安婦」などという言葉は存在していない。「従軍慰安婦」という誤った言葉を使用する教科書もあるようだが不健全である。戦後の造語であり明らかな事実無根の情報を教科書に明記してしまった様な教科書を使用させてはならない。文部科学省が「確かに存在しなかった言葉とされていますが、歴史事典の中には「従軍慰安婦」という言葉を書いてあるものもありますので」という詭弁がなされた事も誠に教育上不健全である。

以下は、各メーカーの誤謬、バイアス、偏向と陳情を羅列する。

(1)帝国書院

- ・世界の常識である自国の歴史が浅すぎる。肝心の日本人の誇りを育てる神道や神話に一行も触れていない。
- ・縄文土器、貝塚の世界最古の記述がない。
- ・皇居に対する敬礼を強制させたという記述は自虐史観バイアスののかかった誤りである。
- ・朝鮮語を禁止したという記述は自虐史観バイアスののかかった誤りである。
- ・ポツダム宣言を日本が黙殺したという記述は明らかな誤りである。受諾している。さらに受諾以降、ソ連が国際ルールを無視して北方領土を略奪した事実を記載すべきである。真岡郵便局事件も日本として記載すべきである。
- ・経済発展は戦争の反省のおかげという記述は自虐史観バイアスののかかった誤りである。正しくは日本人特有の勤勉さと精密さを追求する国民性による奇跡とも言われた復興の成果とするべきである。

(2)東京書籍

- ・ロシア革命は、資本主義に不満を持ち、戦争に反対する人々に支持され、各国で社会主義の運動が高まりましたと美化するのみで、その反面虐殺や問答無用の取り締まりがあったという負の側面を一切書いていない。

以上、社会歴史の誤謬、バイアス、偏向甚だしい点を鑑みて以下の通り請願する。

【原意】1、『教育基本法（平成18年法律第120号）：第1章 教育の目的及び理念：第2条の五』にあるように『伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。』という点から社会教科全般には事実のみを表記している、令和書籍、自由社、育鵬社を採択して戴きたい。



請 願 文 書 表

受理番号	請 願 第 8 7 号	受理年月日	令和 6 年 4 月 2 日
件 名	令和 6 年度の教科書採択においては、誤謬、バイアス、偏向、事実無根の内容や自虐的な嘘を掲載する教科書は日本人の教育上適していないため除外し、事実を記載し日本人の誇りを育てる事に主眼を置いた教科書採択を求める請願		
要 旨	社会教科全般には事実のみを表記している、令和書籍、自由社、育鵬社を採択してほしい		
請 願 者 住 所 氏 名	〒260- 千葉県千葉市中央区 千葉市中央区		

〜〜

議 案 説 明

請願について、千葉市教育委員会組織規則第8条第13号の規定に基づき、
議決を求めるものであります。

議案第 1 4 1 号

請願について

令和 6 年 4 月 2 日付けで受理した請願第 8 9 号について、議決を求める。

令和 6 年 6 月 2 6 日提出

千葉市教育委員会教育長 鶴岡 克彦

請願書



令和6年3月28日

千葉市中央区

千葉市教育委員会 教育長 鶴岡 克彦 様

【件名】

令和6年度の千葉市の教科書採択においては、誤謬、バイアス、偏向、事実無根の内容や自虐的な嘘を掲載する教科書は日本人の教育上適していないため除外し、事実を記載し日本人の誇りを育てる事に主眼を置いた教科書採択を求める請願。

【理由】

文部科学省教科書採択における公正確保の徹底等について（通知）では『綿密な調査研究を踏まえた上で、公正性・透明性に疑念を生じさせることのないよう適切に行われることが必要であることはもとより、採択権者である教育委員会や学校長は、採択結果やその理由について、保護者や地域住民等に対して説明責任を果たすことが重要となります。』とある。一方、誤謬、バイアス、偏向、かつ自虐史観に満ちた教科書の採用が多く日本の歴史の影の部分に殊更に強調して日本が誇るべき歴史上の人物の功績などは省いており、このような教科書で教わる子供が日本はひどい国で日本人は最低の民族だと答えるしかない人間に育つ事を懸念する。例えば南京大虐殺という嘘の事象について、中国側が30万人以上の人々が日本軍によって虐殺されたと発表していると言われている教科書があるが、当時の南京の人口は20万人しかいなかったのに何故30万人も殺戮出来るのかという矛盾を通り越した嘘の表記をしている。文部科学省の課長は「中国側の発表した数字として書いてあるので例え数字が史実と違っていても問題ない」と反論したそうだが、日本の教科書の裏付けを他国の言い分で表記するのは不健全でしかない。また「従軍慰安婦」という不正確な日本語を表記していた様な教科書もあるが「従軍」とは「従軍看護婦」や「従軍記者」など軍属に付ける言葉である。「従軍慰安婦」などという言葉は存在していない。「従軍慰安婦」という誤った言葉を使用する教科書もあるようだが不健全である。戦後の造語であり明らかな事実無根の情報を教科書に明記してしまった様な教科書を使用させてはならない。文部科学省が「確かに存在しなかった言葉とされていますが、歴史事典の中には『従軍慰安婦』という言葉を書いているものも有りますので」という詭弁がなされた事も誠に教育上不健全である。

以下は、各メーカーの誤謬、バイアス、偏向と陳情を羅列する。

(1)帝国書院

- ・世界の常識である自国の歴史が浅すぎる。肝心の日本人の誇りを育てる神道や神話に一行も触れていない。
- ・縄文土器、貝塚の世界最古の記述がない。
- ・皇居に対する敬礼を強制させたという記述は自虐史観バイアスのかかった誤りである。
- ・朝鮮語を禁止したという記述は自虐史観バイアスのかかった誤りである。
- ・ポツダム宣言を日本が黙殺したという記述は明らかな誤りである。受諾している。さらに受諾以降、ソ連が国際ルールを無視して北方領土を略奪した事実を記載すべきである。真岡郵便局事件も日本として記載すべきである。
- ・経済発展は戦争の反省のおかげという記述は自虐史観バイアスのかかった誤りである。正しくは日本人特有の勤勉さと精密さを追求する国民性による奇跡とも言われた復興の成果とするべきである。

(2)東京書籍

- ・ロシア革命は、資本主義に不満を持ち、戦争に反対する人々に支持され、各国で社会主義の運動が高まりましたと美化するのみで、その反面虐殺や問答無用の取り締まりがあったという負の側面を一切書いていない。

以上、社会歴史の誤謬、バイアス、偏向甚だしい点を鑑みて以下の通り請願する。

【願意】1、『教育基本法（平成18年法律第120号）：第1章 教育の目的及び理念：第2条の五』にあるように『伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。』という点から社会教科全般には事実のみを表記している、令和書籍、自由社、育鵬社を採択して戴きたい。



請 願 文 書 表

受理番号	請 願 第 8 9 号	受理年月日	令和 6 年 4 月 2 日
件 名	令和 6 年度の教科書採択においては、誤謬、バイアス、偏向、事実無根の内容や自虐的な嘘を掲載する教科書は日本人の教育上適していないため除外し、事実を記載し日本人の誇りを育てる事に主眼を置いた教科書採択を求める請願		
要 旨	社会教科全般には事実のみを表記している、令和書籍、自由社、育鵬社を採択してほしい		
請 願 者 住 所 氏 名	〒260- 千葉県千葉市中央区 千葉市中央区		

〜〜

議 案 説 明

請願について、千葉市教育委員会組織規則第8条第13号の規定に基づき、議決を求めるものであります。

議案第 1 4 3 号

請願について

令和 6 年 4 月 3 日付けで受理した請願第 9 4 号について、議決を求める。

令和 6 年 6 月 2 6 日提出

千葉市教育委員会教育長 鶴岡 克彦

令和6年3月30日

千葉市教育委員会 教育長 鶴岡 克彦 様

千葉市緑区

件名：令和6年度の中学校教科用図書の採択において包括的性教育に関わる内容を取り入れたり織り交ぜた内容の教科書を採択しない事と、調査員の方々からの【LGBT、レズ、ゲイ、バイセクシャル、トランスジェンダー、クィア、プラスQ、有色人種、当事者】についての説明文書も同時に求める請願

理由：なぜ施行日：令和五年六月二十三日【性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（令和五年法律第六十八号）】に関連する様な内容が今般の令和7年度使用教科用図書の検定に通る教科書に記載されているのか物理的に不可能でありまったく受け入れられません。今般の令和7年度使用教科用図書の検定は昨年令和5年なわけて絶対に検定合格する事など出来るわけないのです。本来、書籍製作というものは構成に始まり、資料集め、下書き、ラフ、ページ構成、試刷り、修正、校正、調整試刷り、更に校正、本番前刷り、本刷り、といった途方も無い工程、プロセスを必要とします。【性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律】施行日令和5年六月二十三日施行以降に製作作業を始めたとしても今般の検定への書籍としての提出に間に合わせるなど物理的に到底不可能です。一万歩譲って間に合ったとしても到底内容は未熟で多くの誤り表記があるといった不備ある仕上がりに成り下がっている事を懸念します。過去に大量の誤り教科書の懸念をする事実と事象は既に起きております。令和2年度（2020）文部科学省の検定に合格し令和4年度（2022）から使用が始まり同年4月に高校教員から間違いを指摘され1200箇所ものミスが発覚した東京書籍の件がそれにあたります。誤り内容の例は「西岸海洋性気候」を「西海岸性気候」と間違えたり地図上で「ドレーク海峡」と説明すべき場所を「マゼラン海峡」と誤記するなどという酷い内容ばかりです。東京書籍の失態ももちろんですが、そもそも検定を通す文部科学省側の失態について罰則罰金こそないものの、その教科書を使った日本人の皆様の貴重な人生の時間はお金になど変えられるものではありません。しかも教科書会社最大手である東京書籍は平成28年（2016）7月、検定中の教科書を教員らに見せ謝礼を渡すといった収賄事件を三省堂、光村図書出版、教育出版とともに引き起こしております。その中でも東京書籍から現金を受け取ったり接待を受けたりした人数が15人と圧倒的に多かった様な不健全な企業が多く誤り表記教科書を製作したという事実が起きております。

並びにこの誤り表記について気づけなかった調査員ではとうてい国民の多くが反対をし理解に及んでいない複雑な【性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（令和五年法律第六十八号）】の内容を組み込むなど危険極まりないです。誤り無く整合性が取れる確証はあるのでしょうか。また調査員の方々にはまったく無知な方々にLGBT+Qを理路整然と説明出来るのでしょうか。使用する教員の皆様や生徒の皆様に分からない点を聞かれて説明出来るのでしょうか。さらにその【性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（令和五年法律第六十八号）】に関連した性自認や性的指向などというものが保健体育だけでなく、社会、英語、数学、国語などといったまったく関係しない分野まで影響する様な教科書は断じて受け入れられません。不健全です。【1+1=2】という普通の事象と同列に【心の性はグレーだったり虹色だよ】といった抽象的な概念だったり、【明日の気分が男性か女性が決められる】などという理解の追いつかない様な事を織り交ぜる複雑さは子供の思考に混乱をきたします。大人でさえ理解できません。その様な子供の思考に混乱をきたす事は健全な大人や社会人へ成長するための大事な発育段階において悪影響です。当然の事ですが生物学的な男女は天地が覆せない様に絶対に変わりませんし変えられません。よって子供達の真ッ当な学問において覆るわけのない男女の性差を否定する様な行き過ぎた指導内容の教科書は断じて受け入れられません。LGBT、レズ、ゲイ、バイセクシャル、トランスジェンダー、クィア、プラスQ、有色人種、当事者、そういった単語や表現は社会、英語、数学、国語などにはまったく必要ありません。これらの教科において混乱しか生まれません。素々と事実のみを表記するべきです。また調査員の方々こそ【LGBT、レズ、ゲイ、バイセクシャル、トランスジェンダー、クィア、プラスQ、有色人種、当事者】についての説明を理路整然と可能である事を証明する必要があると考えるのが至極当然である。

願意：令和6年度の中学校教科用図書の採択において包括的性教育に関わる内容を織り交ぜた内容の教科書を採択しない事。2.それに平行して採用するのであれば全調査員の方々の【LGBT、レズ、ゲイ、バイセクシャル、トランスジェンダー、クィア、プラスQ、有色人種、当事者】についての明確な説明文書のインターネット掲載を求める。



請 願 文 書 表

受理番号	請 願 第 9 4 号	受理年月日	令和 6 年 4 月 3 日
件 名	令和 6 年度の中学校教科用図書の採択において包括的性教育に関わる内容を取り入れたり織り交ぜた内容の教科書を採択しない事と、調査員の方々からの【LGBT、レズ、ゲイ、バイセクシャル、トランスジェンダー、クィア、プラス Q、有色人種、当事者】についての説明文書も同時に求める請願		
要 旨	包括的性教育に関わる内容を織り交ぜた教科書を採択しないこと。採用するのなら、全調査員が、「LGBT、レズ、ゲイ、バイセクシャル、トランスジェンダー、クィア、プラス Q、有色人種、当事者」についての説明文をインターネットに掲載すること。		
陳 情 者 住 所 氏 名	〒266- 千葉県千葉市緑区 [redacted]		

〜〜

議 案 説 明

請願について、千葉市教育委員会組織規則第8条第13号の規定に基づき、議決を求めるものであります。

議案第 1 4 4 号

請願について

令和 6 年 4 月 3 日付けで受理した請願第 9 5 号について、議決を求める。

令和 6 年 6 月 2 6 日提出

千葉市教育委員会教育長 鶴岡 克彦

千葉市教育委員会 教育長 鶴岡 克彦 様

【 件名 】

令和6年度の中学校教科用図書の採択において包括的性教育に関わる内容やLGBT関連を取り入れた内容のある教科書を採択しない請願。

【 理由 】

新聞で知りましたが令和7年度から使用される教科書のLGBTという単語が表記されているような教科書は教育には不向きです。教育現場では思春期を迎える子供達に理解させるのはとても無理だと感じます。教科書は流行を追うものではないです。『教育基本法（平成18年法律第120号）：第1章 教育の目的及び理念：第2条の五』にあるように『伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。』という点から伝統的家族の役割や日本の国柄をなどについて教える事が教育の役割だと考えております。

【 願意 】

令和6年度の中学校教科用図書の採択において包括的性教育やLGBT関連の内容、単語、表現を取り入れた教科書を採択しない事。



請 願 文 書 表

受理番号	請 願 第 9 5 号	受理年月日	令和 6 年 4 月 3 日
件 名	令和 6 年度の中学校教科用図書の採択において包括的性教育に関わる内容や LGBT 関連を取り入れた内容のある教科書を採択しない事を求める請願		
要 旨	包括的性教育や LGBT 関連の内容、単語、表現を取り入れた教科書を採択しないこと		
陳情者 住 所 氏 名	〒266- [REDACTED] 千葉県千葉市緑区 [REDACTED] [REDACTED]		

〜〜

議 案 説 明

請願について、千葉市教育委員会組織規則第8条第13号の規定に基づき、議決を求めるものであります。

議案第 1 4 5 号

請願について

令和 6 年 4 月 3 日付けで受理した請願第 9 6 号について、議決を求める。

令和 6 年 6 月 2 6 日提出

千葉市教育委員会教育長 鶴岡 克彦

請願書



令和6年3月30日

千葉市緑区

千葉市教育委員会 委員長 鶴岡克彦 様

【件名】

令和6年度の中学校教科用図書の採択においてLGBT、+Q、包括的性教育などの単語や表現、内容のある教科書を採択しない事を求める請願。

【理由】

施行日：令和五年六月二十三日【性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（令和五年法律第六十八号）】は理念法です。保護者の同意なくしては施策さえ不可能です。そして中学生は保護者に判断を委ねる未成年であり、保護されるべき対象です。しかし教科書というものは強制でありもし件名に記載する様な内容を表記していましたら、理念法の概念と保護者の同意を得る事をないがしろにしています。法治国家の日本の根幹を否定する明らかな瑕疵です。こうして予測出来ている瑕疵の懸念と指摘を国民の理解と同意なく推進し教科書として強制的に思想を流布する事は民主主義の崩壊であり国家の体をなしておりません。そもそも多くの国民が反対し騒動になったLGBT理解増進法を、その騒動も収まっておらず大人でさえも理解、浸透しきれていない現実の社会において子供に強制的に理解させるなど合理的、物理的に考えて不可能です。これは「教育基本法：第一章：教育の目的及び理念（教育の目的）第一条：教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。」という点においても違法であると考えます。調査員、採択権者の方々におかれましてはその点をしっかり留意して戴きたいと思います。議事録にも発言等々をしっかりと記載して戴き国民として一市民として確認させて戴く所存です。民主的な方法と段階として以下を請願いたします。

【願意】

令和6年度の中学校教科用図書の採択において保護者の同意を得ていないLGBT、+Q、包括的性教育にまつわる一切の単語、表現、内容を含む教科書を採択しない事。



請 願 文 書 表

受理番号	請 願 第 9 6 号	受理年月日	令和 6 年 4 月 3 日
件 名	令和 6 年度の中学校教科用図書の採択において LGBT、+Q、包括的性教育などの単語や表現、内容のある教科書を採択しない事を求める請願		
要 旨	保護者の同意を得ていない LGBT、+Q、包括的性教育にまつわる一切の単語、表現、内容を含む教科書を採択しないこと		
陳 情 者 住 所 氏 名	〒266- [REDACTED] 千葉県千葉市緑区 [REDACTED] [REDACTED]		

〜〜

議 案 説 明

請願について、千葉市教育委員会組織規則第8条第13号の規定に基づき、
議決を求めるものであります。

議案第 1 4 6 号

請願について

令和 6 年 4 月 3 日付けで受理した請願第 9 7 号について、議決を求める。

令和 6 年 6 月 2 6 日提出

千葉市教育委員会教育長 鶴岡 克彦

請願書



令和6年3月30日

千葉市緑区

千葉市教育委員会 教育長 萬岡 克彦 様

【件名】令和6年度の中学校教科用図書の採択において包括的性教育に関わる内容を取り入れたり織り交ぜた内容の教科書を採択しない事を求める請願。

【理由】

多くの国民から反対され騒動にもなったLGBT理解増進法が昨年5年6月から施行されていますが未だ国民の多くはその真意も施行された理由も内容も理解していません。なおさら判断の未熟な中学生や子供にはLGBTという複雑な内容は理解が難しい。また昨今頻発している性自認、トランスジェンダーの方々の事件や騒動についても懸念でしかありません。東京都新宿のジェンダーレストイレ騒動問題、女性を自認する女装男性の女子トイレ違法侵入逮捕事件、女性を自認する女装男性の女子風呂違法侵入逮捕事件、女性を自認する女装男性が女性と偽り女性に対し猥褻行為をして逮捕された事件等々、これだけ大人が事件を起こし社会の混乱が収まっておらず、むしろ助長したとさえ言えるLGBT理解増進法などというものは到底子供達に理解が及ぶものではありません。むしろ悪影響です。それらを理解するためという理論で施行された法律なのでしょうが理念法であり強制でもなく保護者の同意が必要な施策であって教科書に掲載し強制的に思想をすり込むのは全く正当な段階ではないです。また男女の性は生物学的に絶対に変える事は出来ません。それをグレーだとか、虹色だとか、曖昧かつ抽象的な理解を求めるのは子供には無理であり悪影響でしかありません。大人でさえ理解出来ていないこのLGBTの区別は非常に混乱します。さらに+Qという概念も当事者たちでさえよく解らない、知らないという声も聞きます。むしろ性同一性障害者らでつくる多くの団体、例えば『性別不合当事者の会』、『白百合の会』、『平等社会実現の会』、『女性スペースを守る会』といった当事者団体の方々がLGBT理解増進法には反対していた経緯があり、国民を無視した法律の上に成り立っている現状の内容を記載する教科書を使うのはあまりに危険です。また現場では現場の先生方でも困惑する声を聞きます。子供達への説明をどの様にすれば良いか分からないという先生方もおります。教育を司る文科省がそういったLGBT関連を表記する教科書に検定の合格を与える事もまったく判断に苦しみます。現場さえ混乱している内容は非常に危険です。健全な教育とはとても言えません。『教育基本法：第二章 教育の実施に関する基本（義務教育）：第五条』に『義務教育として行われる普通教育は、各個人の有する能力を伸ばしつつ社会において自立的に生きる基礎を培いまた国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養うことを目的として行われるものとする』とある様にその教科書を使った子供達の資質の未来に調査員や採択権者の皆様は責任が取れるのでしょうか。日本人の子供達が今後上記に記したような事件の加害者、被害者にならないと言い切れるのでしょうか。絶対に私はそんな責任もとれませんし、子供達が事件当事者になりかねない酷い未来につながる懸念しかありません。

【願意】

令和6年度の中学校教科用図書の採択において日本の子供達への未来に責任を取って教科書採択をしていただきたく、LGBT、及び+Q、や包括的性教育などに関わる内容や単語、表現等々を織り交ぜた内容の教科書を採択しない事。



請 願 文 書 表

受理番号	請 願 第 9 7 号	受理年月日	令和 6 年 4 月 3 日
件 名	令和 6 年度の中学校教科用図書の採択において包括的性教育に関わる内容を取り入れたり織り交ぜた内容の教科書を採択しない事を求める請願		
要 旨	LGBT、及び＋Ｑや、包括的性教育などに関わる内容や単語、表現等々を織り交ぜた内容の教科書を採択しない事		
陳情者 住 所 氏 名	〒266- 千葉県千葉市緑区 千葉市緑区		

〜〜

議 案 説 明

請願について、千葉市教育委員会組織規則第8条第13号の規定に基づき、
議決を求めるものであります。

議案第 1 4 7 号

請願について

令和 6 年 4 月 3 日付けで受理した請願第 9 8 号について、議決を求める。

令和 6 年 6 月 2 6 日提出

千葉市教育委員会教育長 鶴岡 克彦

写

請願書

令和6年3月29日

千葉市教育委員会

教育長 鶴岡克彦様

千葉市花見川区

教科書採択について

- ・この時代から変わったのか、現代に急激に変化が
みられる日本人、大人も子供も
- ・何れも教育が第一、それを採択する人に
大きな責任をもち、正しい見解を述べてほしい。

願意

教育基本法に基づいた考えを述べてほしい
正しい教科書を教育に下す。

育鵬社、自由社、令和書籍



(104)

請 願 文 書 表

受理番号	請 願 第 9 8 号	受理年月日	令和 6 年 4 月 3 日
件 名	教科書採択について		
要 旨	教育基本法に基づいた、事実をまげない正しい教科書で教育すること（育鵬社、自由社、令和書籍）		
請 願 者 住 所 氏 名	〒262- [REDACTED] 千葉県千葉市花見川区 [REDACTED] [REDACTED]		

〜〜

議 案 説 明

請願について、千葉市教育委員会組織規則第8条第13号の規定に基づき、議決を求めるものであります。

議案第 1 4 8 号

請願について

令和 6 年 4 月 3 日付けで受理した請願第 1 0 4 号について、議決を
求める。

令和 6 年 6 月 2 6 日提出

千葉市教育委員会教育長 鶴岡 克彦



請願書

令和6年3月30日

市原市

千葉市教育委員会 教育長 鶴岡 克彦 様

【件名】

令和6年度の千葉市の教科書採択においては、誤謬、バイアス、偏向、事実無根の内容や自虐的な嘘を掲載する教科書は日本人の教育上適していないため除外し、事実を記載し日本人の誇りを育てる事に主眼を置いた教科書採択を求める請願。

【理由】

文部科学省教科書採択における公正確保の徹底等について（通知）では『綿密な調査研究を踏まえた上で、公正性・透明性に疑念を生じさせることのないよう適切に行われることが必要であることはもとより、採択権者である教育委員会や学校長は、採択結果やその理由について、保護者や地域住民等に対して説明責任を果たすことが重要となります。』とある。一方、誤謬、バイアス、偏向、かつ自虐史観に満ちた教科書の採用が多く日本の歴史の影の部分や殊更に強調して日本が誇るべき歴史上の人物の功績などは省いており、このような教科書で教わる子供が日本はひどい国で日本人は最低の民族ですと答えるしかない人間に育つ事を懸念する。例えば南京大虐殺という嘘の事象について、中国側が30万人以上の人々が日本軍によって虐殺されたと発表していると言われている教科書があるが、当時の南京の人口は20万人しかいなかったのに何故30万人も殺戮出来るのかという矛盾を通り越した嘘の表記をしている。文部科学省の課長は「中国側の発表した数字として書いてあるので例え数字が史実と違っていても問題ない」と反論したそうだが、日本の教科書の裏付けを他国の言い分で表記するのは不健全でしかない。また「従軍慰安婦」という不正確な日本語を表記していた様な教科書もあるが「従軍」とは「従軍看護婦」や「従軍記者」など軍属に付ける言葉である。「従軍慰安婦」などという言葉は存在していない。「従軍慰安婦」という誤った言葉を使用する教科書もあるようだが不健全である。戦後の造語であり明らかな事実無根の情報を教科書に明記してしまった様な教科書を使用させてはならない。文部科学省が「確かに存在しなかった言葉とされていますが、歴史事典の中には『従軍慰安婦』という言葉を書いてあるものもありますので」という詭弁がなされた事も誠に教育上不健全である。

以下は、各メーカーの誤謬、バイアス、偏向と陳情を羅列する。

(1)帝国書院

- ・世界の常識である自国の歴史が浅すぎる。肝心の日本人の誇りを育てる神道や神話に一行も触れていない。
- ・縄文土器、貝塚の世界最古の記述がない。
- ・皇居に対する敬礼を強制させたという記述は自虐史観バイアスのかかった誤りである。
- ・朝鮮語を禁止したという記述は自虐史観バイアスのかかった誤りである。
- ・ポツダム宣言を日本が黙殺したという記述は明らかな誤りである。受諾している。さらに受諾以降、ソ連が国際ルールを無視して北方領土を略奪した事実を記載すべきである。真岡郵便局事件も日本として記載すべきである。
- ・経済発展は戦争の反省のおかげという記述は自虐史観バイアスのかかった誤りである。正しくは日本人特有の勤勉さと精密さを追求する国民性による奇跡とも言われた復興の成果とするべきである。

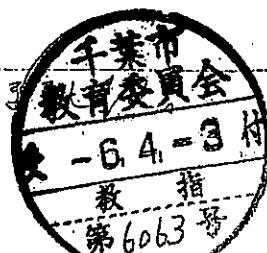
(2)東京書籍

- ・ロシア革命は、資本主義に不満を持ち、戦争に反対する人々に支持され、各国で社会主義の運動が高まりましたと美化するのみで、その反面虐殺や問答無用の取り締まりがあったという負の側面を一切書いていない。

以上、社会歴史の誤謬、バイアス、偏向甚だしい点を鑑みて以下の通り請願する。

【願意】1、『教育基本法（平成18年法律第120号）：第1章 教育の目的及び理念：第2条の五』にあるように『伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。』という点から社会教科全般には事実のみを表記している、令和書籍、自由社、育鵬社を採択して戴きたい。

市原市江佐町町民 あえて千葉市にも送らせて頂



請 願 文 書 表

受理番号	請願第104号	受理年月日	令和6年4月3日
件 名	令和6年度の教科書採択においては、誤謬、バイアス、偏向、事実無根の内容や自虐的な嘘を掲載する教科書は日本人の教育上適していないため除外し、事実を記載し日本人の誇りを育てる事に主眼を置いた教科書採択を求める請願		
要 旨	社会教科全般には事実のみを表記している、令和書籍、自由社、育鵬社を採択してほしい		
請願者 住 所 氏 名	〒290- [REDACTED] 千葉県市原市 [REDACTED] [REDACTED]		

〜〜

議 案 説 明

請願について、千葉市教育委員会組織規則第8条第13号の規定に基づき、
議決を求めるものであります。

議案第 1 4 9 号

請願について

令和 6 年 4 月 3 日付けで受理した請願第 1 1 3 号について、議決を
求める。

令和 6 年 6 月 2 6 日提出

千葉市教育委員会教育長 鶴岡 克彦

写

請願書

令和6年3月30日

千葉市教育委員会

教育長 鶴岡克彦様

千葉県梗津市

タイトル

間違った事を未来の子供達に
伝えない

歴史・地理に育鵬社の教科書を
使ってほしいです

教科書謝礼問題不正を行なった教科書会社
の教科書を採択してほしい

従軍慰安婦、南京事件、自虐記述は適切か



請 願 文 書 表

受理番号	請願第 1 1 3 号	受理年月日	令和 6 年 4 月 3 日
件 名	間違った事を未来の子供達に伝えない		
要 旨	1 歴史、地理に育鵬社の教科書を使ってほしい 2 教科書謝礼問題不正を行った教科書会社の教科書を採択してはいけない 3 従軍慰安婦、南京事件、自虐記述は適切か		
請願者 住 所 氏 名	〒292- [REDACTED] 千葉県木更津市 [REDACTED] [REDACTED]		

〜〜

議 案 説 明

請願について、千葉市教育委員会組織規則第8条第13号の規定に基づき、議決を求めるものであります。

議案第 1 5 0 号

請願について

令和 6 年 4 月 3 日付けで受理した請願第 1 1 5 号について、議決を
求める。

令和 6 年 6 月 2 6 日提出

千葉市教育委員会教育長 鶴岡 克彦

請願書

写

千葉市教育委員会

令和6年3月30日

教育長 鶴岡克彦 様

千葉県中房市

正しい知識を未来の子供に伝えるため

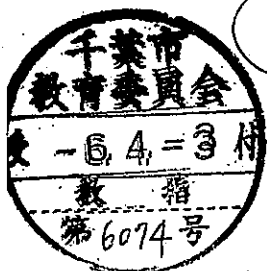
近年のSNSの普及により、何かと誹りという事が多く
なされてきており、子供たちに伝える大人たちがネット
の使い方を知らずにいる事が多い。教科書をつくる大人か
ちんと、本当の事を伝えるに義務があると思っております

【要望事項】

① 育朋社の教科書を小・中学校で使用してほしい

② 教科書謝礼問題不正の会社が作った
教科書の利用はしてほしくない

③ 昔も今も、歴史はきちんと継承することが
日本人、日本人が学ぶべきものには必ずあります



請 願 文 書 表

受理番号	請願第 1 1 5 号	受理年月日	令和 6 年 4 月 3 日
件 名	正しい知識を未来の子供に伝える大切さ		
要 旨	1 育鵬社の教科書を、小中学校で使ってほしい 2 教科書謝礼問題不正の会社が作った教科書の利用はしてはいけない 3 歴史をきちんと継承することで、日本が日本人が学び続けられることがある		
請願者 住 所 氏 名	〒290- [REDACTED] 千葉県市原市 [REDACTED] [REDACTED]		

〜〜

議 案 説 明

請願について、千葉市教育委員会組織規則第8条第13号の規定に基づき、議決を求めるものであります。

議案第 1 5 1 号

請願について

令和 6 年 4 月 3 日付けで受理した請願第 1 1 7 号について、議決を
求める。

令和 6 年 6 月 2 6 日提出

千葉市教育委員会教育長 鶴岡 克彦

青 願 書 (写)

千葉市教育委員会

令和6年3月30日

教育長 鶴岡克彦様

千葉県市原市

日本の未来をもっと大切に
考えてほしい

日本の教育も近年変化していると思うが、歴史や
地理といった教育は、数学とは違い、昔の出来事がしつ
かりあり、現代の発見などで考えられる。と思う。小、中学校で
学ぶ事は、特に社会科は、同じ事でも、教えることが大切だ
と考える。SNSの普及で、多様化し、どこからでも検索され
たり、今のみんな漢字も書けなくなっている。小、中学校は、
しっかりと教えてほしい。

要望事項

① 育鵬社の教科書を使ってほしい

② 教材に事欠いている教科書本人の利益で
使用してほしい。



請 願 文 書 表

受理番号	請願第 1 1 7 号	受理年月日	令和 6 年 4 月 3 日
件 名	日本の未来をもっと大切に考えてほしい		
要 旨	1 育鵬社の教科書を使ってほしい 2 まちがった事を書いている教科書を、大人の利益で使用しないこと		
請願者 住 所 氏 名	〒290- [REDACTED] 千葉県市原市 [REDACTED] [REDACTED]		

〜〜

議 案 説 明

請願について、千葉市教育委員会組織規則第8条第13号の規定に基づき、
議決を求めるものであります。

議案第 1 5 2 号

請願について

令和 6 年 4 月 3 日付けで受理した請願第 1 1 9 号について、議決を
求める。

令和 6 年 6 月 2 6 日提出

千葉市教育委員会教育長 鶴岡 克彦

請願書 ⑤

令和6年3月30日

千葉市教育委員会

教育長 鶴岡克彦 様

千葉県山武市

日本の歴史を変えては行かない。

今の時代、(何ん)も意見や人が多様化しているのに
歴史や地理をいかにして伝えるにはいい方法かと思ったり。
お父さんや小中学校、中学で習ったことと同じ内容に
つらねて。今の時代の事や子供たちを教育してはい。
デジタルの良さと、それと、歴史ある場所にはいい、人はいは。
成長すると思ったり。

要望事項

- ① 育鵬 社の教科書を使いたい。
- ② 利益をとりぬける教科書会社は、小、中学校で
使われてほしい。



請 願 文 書 表

受理番号	請願第 1 1 9 号	受理年月日	令和 6 年 4 月 3 日
件 名	日本の歴史を変えてはいけない		
要 旨	1 育鵬社の教科書を使ってほしい 2 利益だけを求める教科書会社は、小中学校では使わないでほしい		
請願者 住 所 氏 名	〒289- [redacted] 千葉県山武市 [redacted] [redacted]		

〜〜

議 案 説 明

請願について、千葉市教育委員会組織規則第8条第13号の規定に基づき、
議決を求めるものであります。

議案第 1 5 3 号

請願について

令和 6 年 4 月 4 日付けで受理した請願第 1 2 3 号について、議決を
求める。

令和 6 年 6 月 2 6 日提出

千葉市教育委員会教育長 鶴岡 克彦



R6. 3.30

請 願 書

千葉市教育委員会

教育長 鶴岡克彦様

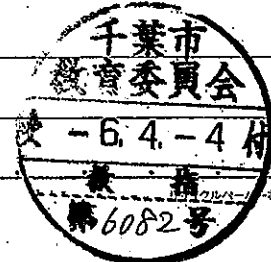
千葉市緑区

歴史・公民の教科書において 自虐的な記述をしている

東京書籍の教科書を採用しているのに 不採用を求める請願

管政権の時に「従軍慰安婦」の表現は適切ではなく「慰安婦」と
先の大戦中の朝鮮半島から日本本土への労働者動員について「強制連行」
との表現は不適切だとする政府見解を出しているにもかかわらず 自虐的な
表現、記述をしている教科書が出版（している会社もあり、それを採用している
現状である。子どもたちが自国に対して誇りを持つ大切だと思い、先祖、先人
と心から敬える精神を育んでもらえる教科書で勉強してほしい
一人でも多くの子ども達が立派な大人、国を大切に思い人権を育つ為には是非お願いを
要望事項

1. 従来より採用されているからとか、謝れどとらえているからとか
の理由で採用するのは子どもたちを苦しめているので一番してはいけないこと
2. 取り上げている歴史上の人物の多い教科書、日本に誇りを持つ
記述をしている教科書を採用してもらいたい。
3. 自虐記述の多い東京書籍の教科書採用はやめてほしい



KOKUYO

を使用しています

(29)

請 願 文 書 表

受理番号	請願第 1 2 3 号	受理年月日	令和 6 年 4 月 4 日
件 名	歴史・公民の教科書において自虐的な記述をしている東京書籍の教科書を採用しているので不採用を求める請願		
要 旨	1 「従来より採用されているから」や「謝礼をもらっているから」などの理由で採用するのはやめること。 2 取り上げている歴史上の人物の多い教科書、日本に誇りの持てる教科書を採用すること。 3 自虐記述の多い東京書籍の教科書採用はやめること。		
請願者 住 所 氏 名	〒266- [REDACTED] 千葉県千葉市緑区 [REDACTED] [REDACTED]		

〜〜

議 案 説 明

請願について、千葉市教育委員会組織規則第8条第13号の規定に基づき、
議決を求めるものであります。

議案第 1 5 4 号

請願について

令和 6 年 4 月 4 日付けで受理した請願第 1 2 6 号について、議決を
求める。

令和 6 年 6 月 2 6 日提出

千葉市教育委員会教育長 鶴岡 克彦

写

請願書

令和6年4月1日

千葉市教育委員会

教育長 鶴岡克彦様

千葉市中央区

件名

令和6年度の千葉市の教科書採択においては、
誤謬・バイアス・偏向・事実無根の内容や、
自虐的・虚を掲載する教科書は、日本人の
教育上適していないため除外し、事実を記載し
日本人の誇りを歩む教育に主眼を
置いた教科書採択を求める請願。



KOKUYO

(132) - 1

理由

文部科学省教科書採択における公正確保の徹底等について（通知）では「綿密な調査研究を踏まえた上で、公正性・透明性をうたがわせることのないよう適切に行われることが必要であること」ともより、採択権者である教育委員会や学校長は採択結果や、その理由について、保護者や地域住民等に対して説明責任を果たすことが重要となります。』とある。一方、誤謬・バイアス・偏向・かつ自虐史観に満ちた教科書の採用が多く日本の歴史の影の部分（強調して日本が誇るべき歴史上の人物の功績などは省いており、この様な教科書で教わる子供が、日本はひどい国で日本人は最低の民族だと答えるしかない人間に育つ事をさくする。例えば南京大虐殺という虚構の事象について、中国側が30万人以上の人が

日本軍によつて虐殺されたと発表していると書か
れている教科書があるが、当時の南京の人口は20万人
いかなかったのに何故30万人も殺戮出来たのかという
矛盾を通り越した嘘の表記をしている。文部科学省の
課長は「中国側の発表した数字として書いてあるので
例え数字が事実と違つても問題ない」と反論した
そうだが、日本の教科書の裏付けを他国の言い分で
表記するのは不健全でしかない。また「従軍慰安婦」
という正確な日本語を表記していた様な教科書も
あるが「従軍」とは「従軍看護婦」や「従軍記者」
など軍属に付ける言葉である。「従軍慰安婦」
などという言葉は存在していない。「従軍慰安婦」
という誤った言葉を使用する教科書もあるようなが
不健全である。戦後の造語であり明らか事実に無根
拠の情報を教科書に明記してしまつた様な教科書を

使用させてはならない。文部科学省が「確かに存在しな
かった言葉とされていきますが、歴史事典の中には

「従軍慰安婦」という言葉を書いてあるものも有りますの
という詭弁がなされた事も教育上不健全である。

左記は、各メーカへの誤謬・バイアス偏向と陳情を羅列する。
(一) 帝国書院

世界の常識である自国の歴史が浅すぎる。

肝心の日本人の誇りを育てる神道や神話に一行も
触れていない。

縄文土器・貝塚の世界最古の記述がない。

皇居に対する敬礼を強制させたという記述は、自虐史観
バイアスのかかった誤りである。

朝鮮語を禁止したという記述は、自虐史観バイアス
のかかった誤りである。

ポツダム宣言を日本が黙殺したという記述は明らか

誤りである。受諾している。さらに受諾以降、ソ連が
国際ルートルを無視して北方領土を略奪した事実を
記載すべきである。真岡郵便局事件も日本として
記載すべきである。

経済発展は戦争の灰塵のおかげという記述は自虐史
観バイアスのかかった誤りである。正しくは日本人特有の
勤勉さと精密さを追求める国民性による奇跡とち
言われた復興の成果とすべきである。

(又)東京書籍

ロシア革命は、資本主義に不満を持ち、戦争に反対する
人々に支持され、各国で社会主義の運動が高まり
ましたと美化するのみで、その反面虐殺や問答無用
の取り締まりがあったという負の側面を一切書いていない。

以上、社会歴史の誤謬・バイアス・偏向甚だしい
点を鑑みて左記の通り請願する。

「願意」

一、教育基本法（平成8年法律第120号）

第一章 教育の目的及び理念：第2条の五にある

ように「伝統と文化を尊重し、それらをほぐくんできた

我が国と郷土を継承せしめるとともに、他国を尊重し

国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと

という点から社会教科全般には事実のみを表記している

令和書籍・自由社・育鵬社を採択していただきたい。

KOKUYO

請 願 文 書 表

受理番号	請願第 1 2 6 号	受理年月日	令和 6 年 4 月 4 日
件 名	令和 6 年度の千葉市の教科書採択においては、誤謬、バイアス、偏向、事実無根の内容や自虐的な嘘を掲載する教科書は、日本人の教育上適していないため除外し、事実を記載し日本人の誇りを育てる事に主眼を置いた教科書採択を求める請願		
要 旨	社会教科全般には事実のみを表記している、令和書籍、自由社、育鵬社を採択してほしい		
請願者 住 所 氏 名	〒260- [REDACTED] 千葉県千葉市中央区 [REDACTED] [REDACTED]		

〜〜

議 案 説 明

請願について、千葉市教育委員会組織規則第8条第13号の規定に基づき、
議決を求めるものであります。

議案第 1 5 5 号

請願について

令和 6 年 4 月 4 日付けで受理した請願第 1 2 8 号について、議決を
求める。

令和 6 年 6 月 2 6 日提出

千葉市教育委員会教育長 鶴岡 克彦

写

請願書

令和5年4月1日

千葉市中央区

千葉市教育委員会

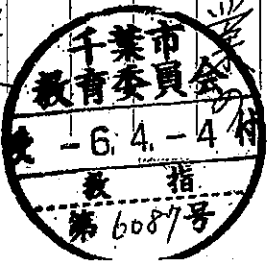
教育長 鶴岡克彦様

件名

令和6年度において、収賄など不正のない企業教科書採択を求める請願。

理由

文部科学省「教科書採択における公正確保の徹底等」についての通知では「教科書採択は採択権者の判断と責任により綿密な調査結果を踏まえた上で公正性・透明性に疑念を生じさせることのないよう適切に行われることが必要である」とは



(34)-1

もとより採択権者である教育委員会や学校長は採択結果やその理由について保護者や地域住民等に対して説明責任を果たすことが重要となります。とある。一方、社会的な違法行為を行った会社が未だ多数採択されている事がある。

習

第一学社

令和3年3月30日文部科学省は、平成28年に第一学社が高校側へ不適切な利益提供をしていた件数を週報として発表。平成28年の調査結果以外に新たに3都府県の28校に46件の提供が発覚。秋生田光一文相記者会見で「虚偽報告は極めて悪質不誠実な行為。誠に遺憾で大変失望」と類々他3社は大修館書店、新興出版社、啓林館、教育芸術社である。

株式会社帝国書院

令和3年、自由社の教科書における「警備の武士」を「武士」というよりも朝廷や警護する官職として「武官と呼ぶべき」と間違っているとして不採用にしていたのにも関わらず、帝国書院の「警備する武士」も間違っているはずだが検定は通っている。

・東京書籍

平成28年7月現金授受などの収賄事件が三省堂、光村図書出版、教育出版、東京書籍の4社、検定中の教科書を教員らに見せて謝礼を渡していた問題。東京書籍から現金を受け取ったり、接待を受けたりしたのが今と圧倒的に多かった。

大日本図書

令和4年校長や教育長に現金・料亭接待・

教科書選定の「不正営業」やまず初の

指定取り消し。

以上の様になたたる大手メーカーがことごとく

不祥事をおこしている事を鑑みて採択基準の
改善を求め左記のごとく請願する。

願意

教育基本法(平成18年法律第121号)・第1章

教育の目的及び理念・第2条の五にあるように

「伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と

領土を愛する」とともに、他国を尊重し、国際社会の

平和と発展に寄与する能へ度を養うこと」

という観点で違法行為や虚偽記載となつた様な
東京書籍・帝国書院・その他のメーカーや会社の
教科書を使わず、不正違法がない令和書籍・
自由社・育鵬社から採択していたたきたい。

KOKUYO

(34)-5

請 願 文 書 表

受理番号	請願第128号	受理年月日	令和6年4月4日
件 名	令和6年度においては、収賄など不正のない企業の教科書採択を求める請願		
要 旨	違法行為や虚偽記載のあった会社の教科書を使わず、不正違法がない令和書籍、自由社、育鵬社から採択してほしい。		
請願者 住 所 氏 名	〒260- 千葉県千葉市中央区 千葉市中央区		

〜〜

議 案 説 明

請願について、千葉市教育委員会組織規則第8条第13号の規定に基づき、議決を求めるものであります。

議案第 1 5 6 号

請願について

令和 6 年 4 月 8 日付けで受理した請願第 1 2 9 号について、議決を
求める。

令和 6 年 6 月 2 6 日提出

千葉市教育委員会教育長 鶴岡 克彦



請願書

令和6年4月4日

千葉市教育委員会 教育長 鶴岡 克彦 様

市原市

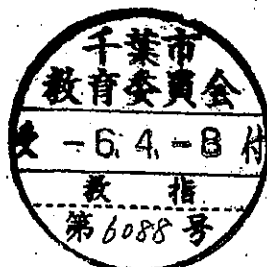
【件名】令和6年度の中学校教科用図書採択において包括的性教育に関わる内容を取り入れたり織り交ぜた内容の教科書を採択しない事を求める請願。

【理由】

多くの国民から反対され騒動にもなったLGBT理解増進法が昨年5年6月から施行されていますが未だ国民の多くはその真意も施行された理由も内容も理解しておりません。なおさら判断の未熟な中学生や子供にはLGBTという複雑な内容は理解が難しい。また昨今頻発している性自認、トランスジェンダーの方々の事件や騒動についても懸念でしかありません。東京都新宿のジェンダーレストイレ騒動問題、女性を自認する女装男性の女子トイレ違法侵入逮捕事件、女性を自認する女装男性の女子風呂違法侵入逮捕事件、女性を自認する女装男性が女性と偽り女性に対し強姦行為をして逮捕された事件等々、これだけ大人が事件を起こし社会の混乱が収まっておらず、むしろ助長したとさえ言えるLGBT理解増進法などというものは到底子供達に理解が及ぶものではありません。むしろ悪影響です。それらを理解するためという理論で施行された法律なのでしょうが理念法であり強制でもなく保護者の同意が必要な施策であって教科書に掲載し強制的に思想をすり込むのは全く正当な段階ではないです。また男女の性は生物学的に絶対に変える事は出来ません。それをグレーだとか、虹色だとか、曖昧かつ抽象的な理解を求めるのは子供には無理であり悪影響でしかありません。大人でさえ理解出来ていないこのLGBTの区別は非常に混乱します。さらに+Qという概念も当事者たちでさえよく解らない、知らないという声も聞きます。むしろ性同一性障害者らでつくる多くの団体、例えば『性別不合当事者の会』、『白百合の会』、『平等社会実現の会』、『女性スペースを守る会』といった当事者団体の方々がLGBT理解増進法には反対していた経緯があり、国民を無視した法律の上に成り立っている現状の内容を記載する教科書を使うのはあまりに危険です。また現状では現場の先生方でも困惑する声を聞きます。子供達への説明をどの様にすれば良いか分からないという先生方もおります。教育を司る文科省がそういったLGBT関連を表記する教科書に検定の合格を与える事もまったく判断に苦しみます。現場さえ混乱している内容は非常に危険です。健全な教育とはとても言えません。『教育基本法：第二章 教育の実施に関する基本（義務教育）：第五条』に『義務教育として行われる普通教育は、各個人の有する能力を伸ばしつつ社会において自立的に生きる基礎を培いまた国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養うことを目的として行われるものとする』とある様にその教科書を使った子供達の資質の未来に調査員や採択権者の皆様は責任が取れるのでしょうか。日本人の子供達が今後上記に記したような事件の加害者、被害者にならないと言い切れるのでしょうか。絶対に私はそんな責任もとれませんし、子供達が事件当事者になりかねない酷い未来につながる懸念しかありません。

【願意】

令和6年度の中学校教科用図書採択において日本の子供達への未来に責任を取って教科書採択をしていただきたく、LGBT、及び+Q、や包括的性教育などに関わる内容や単語、表現等々を織り交ぜた内容の教科書を採択しない事。



請 願 文 書 表

受理番号	請願第129号	受理年月日	令和6年4月8日
件 名	令和6年度の中学校教科用図書の採択において包括的性教育に関わる内容を取り入れたり織り交ぜた内容の教科書を採択しない事を求める請願		
要 旨	LGBT、及び+Qや、包括的性教育などに関わる内容や単語、表現等々を織り交ぜた内容の教科書を採択しない事		
陳情者 住 所 氏 名	〒290- 千葉県市原市 氏 名		

〜〜

議 案 説 明

請願について、千葉市教育委員会組織規則第8条第13号の規定に基づき、議決を求めるものであります。

議案第 1 5 7 号

請願について

令和 6 年 4 月 8 日付けで受理した請願第 1 3 0 号について、議決を
求める。

令和 6 年 6 月 2 6 日提出

千葉市教育委員会教育長 鶴岡 克彦



請 願 書

令和6年4月4日

千葉市教育委員会 教育長 鶴岡 克彦 様

【件名】令和6年度の中学校教科用図書採択において包括的性教育に関わる内容を取り入れたり織り交ぜた内容の教科書を採択しない事を求める請願。

【理由】

多くの国民から反対され騒動にもなったLGBT理解増進法が昨年5年8月から施行されていますが未だ国民の多くはその真意も施行された理由も内容も理解しておりません。なおさら判断の未熟な中学生や子供にはLGBTという複雑な内容は理解が難しい。また昨今頻発している性自認、トランスジェンダーの方々の事件や騒動についても懸念でしかありません。東京都新宿のジェンダーレストイレ騒動問題、女性を自認する女装男性の女子トイレ違法侵入逮捕事件、女性を自認する女装男性の女子風呂違法侵入逮捕事件、女性を自認する女装男性が女性と偽り女性に対し猥褻行為をして逮捕された事件等々、これだけ大人が事件を起こし社会の混乱が収まっておらず、むしろ助長したとさえ言えるLGBT理解増進法などというものは到底子供達に理解が及ぶものではありません。むしろ悪影響です。それらを理解するためという理論で施行された法律なのでしょうが理念法であり強制でもなく保護者の同意が必要な施策であって教科書に掲載し強制的に思想をすり込むのは全く正当な段階ではないです。また男女の性は生物学的に絶対に変える事は出来ません。それをグレーだとか、虹色だとか、曖昧かつ抽象的な理解を求めるのは子供には無理であり悪影響でしかありません。大人でさえ理解出来ていないこのLGBTの区別は非常に混乱します。さらに+Qという概念も当事者たちでさえよく解らない、知らないという声も聞きます。むしろ性同一性障害者らでつくる多くの団体、例えば『性別不合当事者の会』、『白百合の会』、『平等社会実現の会』、『女性スペースを守る会』といった当事者団体の方々がLGBT理解増進法には反対していた経緯があり、国民を無視した法律の上に成り立っている現状の内容を記載する教科書を使うのはあまりに危険です。また現状では現場の先生方でも困惑する声を聞きます。子供達への説明をどの様にすれば良いか分からないという先生方もおります。教育を司る文科省がそういったLGBT関連を表記する教科書に検定の合格を与える事もまったく判断に苦しみます。現場さえ混乱している内容は非常に危険です。健全な教育とはとても言えません。『教育基本法：第二章 教育の実施に関する基本（義務教育）：第五条』に『義務教育として行われる普通教育は、各個人の有する能力を伸ばしつつ社会において自立的に生きる基礎を培いまた国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養うことを目的として行われるものとする』とある様にその教科書を使った子供達の資質の未来に調査員や採択機者の皆様は責任が取れるのでしょうか。日本人の子供達が今後上記に記したような事件の加害者、被害者にならないと言い切れるのでしょうか。絶対に私はそんな責任もとれませんし、子供達が事件当事者になりかねない酷い未来につながる懸念しかありません。

【願意】

令和6年度の中学校教科用図書採択において日本の子供達への未来に責任を取って教科書採択をしていただきたく、LGBT、及び+Q、や包括的性教育などに関わる内容や単語、表現等々を織り交ぜた内容の教科書を採択しない事。



(136)

請 願 文 書 表

受理番号	請願第130号	受理年月日	令和6年4月8日
件 名	令和6年度の中学校教科用図書の採択において包括的性教育に関わる内容を取り入れたり織り交ぜた内容の教科書を採択しない事を求める請願		
要 旨	LGBT、及び+Qや、包括的性教育などに関わる内容や単語、表現等々を織り交ぜた内容の教科書を採択しない事		
陳情者 住 所 氏 名	〒290- [redacted] 千葉県市原市 [redacted] [redacted]		

〜〜

議 案 説 明

請願について、千葉市教育委員会組織規則第8条第13号の規定に基づき、議決を求めるものであります。

議案第 1 5 8 号

請願について

令和 6 年 4 月 8 日付けで受理した請願第 1 3 1 号について、議決を
求める。

令和 6 年 6 月 2 6 日提出

千葉市教育委員会教育長 鶴岡 克彦

写

請願書

令和6年4月2日

千葉市教育委員会 教育長 鶴岡 克彦 様

[REDACTED]

市原市 [REDACTED]

【件名】

令和6年度の中学校教科用図書の採択において包括的性教育に関わる内容やLGBT関連を取り入れた内容のある教科書を採択しない請願。

【理由】

新聞で知りましたが令和7年度から使用される教科書のLGBTという単語が表記されているような教科書は教育には不向きです。教育現場では思春期を迎える子供達に理解させるのはとても無理だと感じます。教科書は流行を追うものではないです。『教育基本法（平成18年法律第120号）：第1章 教育の目的及び理念：第2条の五』にあるように「伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。」という点から伝統的家族の役割や日本の国柄をなどについて教える事が教育の役割だと考えております。

【願意】

令和6年度の中学校教科用図書の採択において包括的性教育やLGBT関連の内容、単語、表現を取り入れた教科書を採択しない事。



(37)

請 願 文 書 表

受理番号	請願第 1 3 1 号	受理年月日	令和 6 年 4 月 8 日
件 名	令和 6 年度の中学校教科用図書の採択において包括的性教育に関わる内容や LGBT 関連を取り入れた内容のある教科書を採択しない事を求める請願		
要 旨	包括的性教育や LGBT 関連の内容、単語、表現を取り入れた教科書を採択しないこと		
陳情者 住 所 氏 名	〒290- [REDACTED] 千葉県市原市 [REDACTED] [REDACTED]		

〜〜

議 案 説 明

請願について、千葉市教育委員会組織規則第8条第13号の規定に基づき、
議決を求めるものであります。

議案第 1 5 9 号

請願について

令和 6 年 4 月 9 日付けで受理した請願第 1 3 5 号について、議決を
求める。

令和 6 年 6 月 2 6 日提出

千葉市教育委員会教育長 鶴岡 克彦



請願書

令和6年4月4日

千葉市教育委員会 教育長 鶴岡克彦様

市原市

【件名】令和6年度の中学校教科用図書採択において包括的性教育に関わる内容を取り入れたり織り交ぜた内容の教科書を採択しない事を求める請願。

【理由】

多くの国民から反対され騒動にもなったLGBT理解増進法が昨年5年6月から施行されていますが未だ国民の多くはその真意も施行された理由も内容も理解しておりません。なおさら判断の未熟な中学生や子供にはLGBTという複雑な内容は理解が難しい。また昨今頻発している性自認、トランスジェンダーの方々の事件や騒動についても懸念でしかありません。東京都新宿のジェンダーレストイレ騒動問題、女性を自認する女装男性の女子トイレ違法侵入逮捕事件、女性を自認する女装男性の女子風呂違法侵入逮捕事件、女性を自認する女装男性が女性と偽り女性に対し猥褻行為をして逮捕された事件等々、これだけ大人が事件を起こし社会の混乱が収まっておらず、むしろ助長したとさえ言えるLGBT理解増進法などというものは到底子供達に理解が及ぶものではありません。むしろ悪影響です。それらを理解するためという理論で施行された法律なのではというのが理念法であり強制でもなく保護者の同意が必要な施策であって教科書に掲載し強制的に思想をすり込むのは全く正当な段階ではないです。また男女の性は生物学的に絶対に変わる事は出来ません。それをグレーだとか、虹色だとか、曖昧かつ抽象的な理解を求めるのは子供には無理であり悪影響でしかありません。大人でさえ理解出来ていないこのLGBTの区別は非常に混乱します。さらに+Qという概念も当事者たちでさえよく解らない、知らないという声も聞きます。むしろ性同一性障害者らでつくる多くの団体、例えば『性別不合当事者の会』、『白百合の会』、『平等社会実現の会』、『女性スペースを守る会』といった当事者団体の方々がLGBT理解増進法には反対していた経緯があり、国民を無視した法律の上に成り立っている現状の内容を記載する教科書を使うのはあまりに危険です。また現状では現場の先生方でも困惑する声を聞きます。子供達への説明をどの様にすれば良いか分からないという先生方もおります。教育を司る文科省がそういったLGBT関連を表記する教科書に検定の合格を与える事もまったく判断に苦しみます。現場さえ混乱している内容は非常に危険です。健全な教育とはとても言えません。『教育基本法：第二章 教育の実施に関する基本（義務教育）：第五条』に『義務教育として行われる普通教育は、各個人の有する能力を伸ばしつつ社会において自立的に生きる基礎を培いまた国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養うことを目的として行われるものとする』とある様にその教科書を使った子供達の資質の未来に調査員や採択権者の皆様は責任が取れるのでしょうか。日本人の子供達が今後上記に記したような事件の加害者、被害者にならないと誓い切れるのでしょうか。絶対に私はそんな責任もとれませんし、子供達が事件当事者になりかねない酷い未来につながる懸念しかありません。

【願意】

令和6年度の中学校教科用図書採択において日本の子供達への未来に責任を取って教科書採択をしていただきたく、LGBT、及び+Q、や包括的性教育などに関わる内容や単語、表現等々を織り交ぜた内容の教科書を採択しない事。



請 願 文 書 表

受理番号	請願第 1 3 5 号	受理年月日	令和 6 年 4 月 9 日
件 名	令和 6 年度の中学校教科用図書の採択において包括的性教育に関わる内容を取り入れたり織り交ぜた内容の教科書を採択しない事を求める請願		
要 旨	LGBT、及び＋Ｑや、包括的性教育などに関わる内容や単語、表現等々を織り交ぜた内容の教科書を採択しない事		
陳情者 住 所 氏 名	〒290- [REDACTED] 千葉県市原市 [REDACTED] [REDACTED]		

～～

議 案 説 明

請願について、千葉市教育委員会組織規則第 8 条第 1 3 号の規定に基づき、
議決を求めるものであります。

議案第 1 6 0 号

請願について

令和 6 年 4 月 9 日付けで受理した請願第 1 3 6 号について、議決を
求める。

令和 6 年 6 月 2 6 日提出

千葉市教育委員会教育長 鶴岡 克彦



請願書

令和6年4月4日

千葉市教育委員会 教育長 鶴岡克彦 様

市原市

【件名】令和6年度の中学校教科用図書採択において包括的性教育に関わる内容を取り入れたり織り交ぜた内容の教科書を採択しない事を求める請願。

【理由】

多くの国民から反対され騒動にもなったLGBT理解増進法が昨年5年6月から施行されていますが未だ国民の多くはその真意も施行された理由も内容も理解しておりません。なおさら判断の未熟な中学生や子供にはLGBTという複雑な内容は理解が難しい。また昨今頻発している性自認、トランスジェンダーの方々の事件や騒動についても懸念でしかありません。東京都新宿のジェンダーレストイレ騒動問題、女性を自認する女装男性の女子トイレ違法侵入逮捕事件、女性を自認する女装男性の女子風呂違法侵入逮捕事件、女性を自認する女装男性が女性と偽り女性に対し猥褻行為をして逮捕された事件等々、これだけ大人が事件を起こし社会の混乱が収まっておらず、むしろ助長したとさえ言えるLGBT理解増進法などというものは到底子供達に理解が及ぶものではありません。むしろ悪影響です。それらを理解するためという理論で施行された法律なのではというのが理念法であり強制でもなく保護者の同意が必要な施策であって教科書に掲載し強制的に思想をすり込むのは全く正当な段階ではないです。また男女の性は生物学的に絶対に変える事は出来ません。それをグレーだとか、虹色だとか、曖昧かつ抽象的な理解を求めるのは子供には無理であり悪影響でしかありません。大人でさえ理解出来ていないこのLGBTの区別は非常に混乱します。さらに+Qという概念も当事者たちでさえよく解らない、知らないという声も聞きます。むしろ性同一性障害者らでつくる多くの団体、例えば『性別不当事者の会』、『白百合の会』、『平等社会実現の会』、『女性スペースを守る会』といった当事者団体の方々がLGBT理解増進法には反対していた経緯があり、国民を無視した法律の上に成り立っている現状の内容を記載する教科書を使うのはあまりに危険です。また現状では現場の先生方でも困惑する声を聞きます。子供達への説明をどの様にすれば良いか分からないという先生方もおります。教育を司る文科省がそういったLGBT関連を表記する教科書に検定の合格を与える事もまったく判断に苦しみます。現場さえ混乱している内容は非常に危険です。健全な教育とはとても言えません。『教育基本法：第二章 教育の実施に関する基本（義務教育）：第五条』に『義務教育として行われる普通教育は、各個人の有する能力を伸ばしつつ社会において自立的に生きる基礎を培いまた国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養うことを目的として行われるものとする』とある様にその教科書を使った子供達の資質の未来に調査員や採択権者の皆様は責任が取れるのでしょうか。日本人の子供達が今後上記に記したような事件の加害者、被害者にならないと言い切れるのでしょうか。絶対に私はそんな責任もとれませんし、子供達が事件当事者になりかねない酷い未来につながる懸念しかありません。

【願意】

令和6年度の中学校教科用図書採択において日本の子供達への未来に責任を取って教科書採択をしていただきたく、LGBT、及び+Q、や包括的性教育などに関わる内容や単語、表現等々を織り交ぜた内容の教科書を採択しない事。



請 願 文 書 表

受理番号	請願第 1 3 6 号	受理年月日	令和 6 年 4 月 9 日
件 名	令和 6 年度の中学校教科用図書の採択において包括的性教育に関わる内容を取り入れたり織り交ぜた内容の教科書を採択しない事を求める請願		
要 旨	LGBT、及び＋Ｑや、包括的性教育などに関わる内容や単語、表現等々を織り交ぜた内容の教科書を採択しない事		
陳情者 住 所 氏 名	〒290- 千葉県市原市 [redacted]		

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

議 案 説 明

請願について、千葉市教育委員会組織規則第 8 条第 1 3 号の規定に基づき、議決を求めるものであります。

議案第 1 6 1 号

請願について

令和 6 年 4 月 9 日付けで受理した請願第 1 3 7 号について、議決を
求める。

令和 6 年 6 月 2 6 日提出

千葉市教育委員会教育長 鶴岡 克彦

令和6年 4月 4日

千葉市教育委員会 教育長 鶴岡 克彦 様

千葉市

【件名】 令和6年度の中学校教科用図書採択において包括的性教育に関わる内容を取り入れたり織り交ぜた内容の教科書を採択しない事を求める請願。

【理由】

多くの国民から反対され騒動にもなったLGBT理解増進法が昨年5年6月から施行されていますが未だ国民の多くはその真意も施行された理由も内容も理解しておりません。なおさら判断の未熟な中学生や子供にはLGBTという複雑な内容は理解が難しい。また昨今頻発している性自認、トランスジェンダーの方々の事件や騒動についても懸念でしかありません。東京都新宿のジェンダーレストイレ騒動問題、女性を自認する女装男性の女子トイレ違法侵入逮捕事件、女性を自認する女装男性の女子風呂違法侵入逮捕事件、女性を自認する女装男性が女性と偽り女性に対し猥褻行為をして逮捕された事件等々、これだけ大人が事件を起こし社会の混乱が収まっておらず、むしろ助長したとさえ言えるLGBT理解増進法などというものは到底子供達に理解が及ぶものではありません。むしろ悪影響です。それらを理解するためという理論で施行された法律なのでしょうが理念法であり強制でもなく保護者の同意が必要な施策であって教科書に掲載し強制的に思想をすり込むのは全く正当な段階ではないです。また男女の性は生物学的に絶対に変える事は出来ません。それをグレーだとか、虹色だとか、曖昧かつ抽象的な理解を求めるのは子供には無理であり悪影響でしかありません。大人でさえ理解出来ていないこのLGBTの区別は非常に混乱します。さらに+Qという概念も当事者たちでさえよく解らない、知らないという声も聞きます。むしろ性同一性障害者らでつくる多くの団体、例えば『性別不当当事者の会』、『白百合の会』、『平等社会実現の会』、『女性スペースを守る会』といった当事者団体の方々がLGBT理解増進法には反対していた経緯があり、国民を無視した法律の上に成り立っている現状の内容を記載する教科書を使うのはあまりに危険です。また現場では現場の先生方でも困惑する声を聞きます。子供達への説明をどの様にすれば良いか分からないという先生方もおります。教育を司る文科省がそういったLGBT関連を表記する教科書に検定の合格を与える事もまったく判断に苦しみます。現場さえ混乱している内容は非常に危険です。健全な教育とはとても言えません。『教育基本法：第二章 教育の実施に関する基本（義務教育）：第五条』に『義務教育として行われる普通教育は、各個人の有する能力を伸ばしつつ社会において自立的に生きる基礎を培いまた国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養うことを目的として行われるものとする』とある様にその教科書を使った子供達の資質の未来に調査員や採択機者の皆様は責任が取れるのでしょうか。日本人の子供達が今後上記に記したような事件の加害者、被害者にならないと言い切れるのでしょうか。絶対に私はそんな責任もとれませんし、子供達が事件当事者になりかねない酷い未来につながる懸念しかありません。

【願意】

令和6年度の中学校教科用図書採択において日本の子供達への未来に責任を取って教科書採択をしていただきたく、LGBT、及び+Q、や包括的性教育などに関わる内容や単語、表現等々を織り交ぜた内容の教科書を採択しない事。



請 願 文 書 表

受理番号	請願第 1 3 7 号	受理年月日	令和 6 年 4 月 9 日
件 名	令和 6 年度の中学校教科用図書の採択において包括的性教育に関わる内容を取り入れたり織り交ぜた内容の教科書を採択しない事を求める請願		
要 旨	LGBT、及び＋Ｑや、包括的性教育などに関わる内容や単語、表現等々を織り交ぜた内容の教科書を採択しない事		
陳情者 住 所 氏 名	〒290- [REDACTED] 千葉県市原市 [REDACTED] [REDACTED]		

～～

議 案 説 明

請願について、千葉市教育委員会組織規則第 8 条第 1 3 号の規定に基づき、議決を求めるものであります。

議案第 1 6 2 号

請願について

令和 6 年 4 月 9 日付けで受理した請願第 1 3 8 号について、議決を
求める。

令和 6 年 6 月 2 6 日提出

千葉市教育委員会教育長 鶴岡 克彦



請願書

令和6年4月4日

千葉市教育委員会 教育長 鶴岡 克彦 様

千葉市

【件名】令和6年度の中学校教科用図書の採択において包括的性教育に関わる内容を取り入れたり織り交ぜた内容の教科書を採択しない事を求める請願。

【理由】

多くの国民から反対され騒動にもなったLGBT理解増進法が昨年5年6月から施行されていますが未だ国民の多くはその真意も施行された理由も内容も理解していません。なおさら判断の未熟な中学生や子供にはLGBTという複雑な内容は理解が難しい。また昨今頻発している性自認、トランスジェンダーの方々の事件や騒動についても懸念でしかありません。東京都新宿のジェンダーレストイレ騒動問題、女性を自認する女装男性の女子トイレ違法侵入逮捕事件、女性を自認する女装男性の女子風呂違法侵入逮捕事件、女性を自認する女装男性が女性と偽り女性に対し猥褻行為をして逮捕された事件等々、これだけ大人が事件を起こし社会の混乱が収まっておらず、むしろ助長したとさえ言えるLGBT理解増進法などというものは到底子供達に理解が及ぶものではありません。むしろ悪影響です。それらを理解するためという理論で施行された法律なのでしょうが理念法であり強制でもなく保護者の同意が必要な施策であって教科書に掲載し強制的に思想をすり込むのは全く正当な段階ではないです。また男女の性は生物学的に絶対に変える事は出来ません。それをグレーだとか、虹色だとか、曖昧かつ抽象的な理解を求めるのは子供には無理であり悪影響でしかありません。大人でさえ理解出来ていないこのLGBTの区別は非常に混乱します。さらに+Qという概念も当事者たちでさえよく解らない、知らないという声も聞きます。むしろ性同一性障害者らでつくる多くの団体、例えば『性別不合当事者の会』、『白百合の会』、『平等社会実現の会』、『女性スペースを守る会』といった当事者団体の方々がLGBT理解増進法には反対していた経緯があり、国民を無視した法律の上に成り立っている現状の内容を記載する教科書を使うのはあまりに危険です。また現状では現場の先生方でも困惑する声も聞きます。子供達への説明をどの様にすれば良いか分からないという先生方もあります。教育を司る文科省がそういったLGBT関連を表記する教科書に校定の合格を与える事もまったく判断に苦しみます。現場さえ混乱している内容は非常に危険です。健全な教育とはとても言えません。『教育基本法：第二章 教育の実施に関する基本（義務教育）：第五条』に『義務教育として行われる普通教育は、各個人の有する能力を伸ばしつつ社会において自立的に生きる基礎を培いまた国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養うことを目的として行われるものとする』とある様にその教科書を使った子供達の資質の未来に調査員や採択者の皆様は責任が取れるのでしょうか。日本人の子供達が今後上記に記したような事件の加害者、被害者にならないと言い切れるのでしょうか。絶対に私はそんな責任もとれませんし、子供達が事件当事者になりかねない酷い未来につながる懸念しかありません。

【願意】

令和6年度の中学校教科用図書の採択において日本の子供達への未来に責任を取って教科書採択をしていただきたく、LGBT、及び+Q、や包括的性教育などに関わる内容や単語、表現等々を織り交ぜた内容の教科書を採択しない事。



請 願 文 書 表

受理番号	請願第138号	受理年月日	令和6年4月9日
件 名	令和6年度の中学校教科用図書の採択において包括的性教育に関わる内容を取り入れたり織り交ぜた内容の教科書を採択しない事を求める請願		
要 旨	LGBT、及び＋Ｑや、包括的性教育などに関わる内容や単語、表現等々を織り交ぜた内容の教科書を採択しない事		
陳情者 住 所 氏 名	〒290- [redacted] 千葉県市原市 [redacted] [redacted]		

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

議 案 説 明

請願について、千葉市教育委員会組織規則第 8 条第 1 3 号の規定に基づき、議決を求めるものであります。

議案第 1 6 3 号

請願について

令和 6 年 4 月 9 日付けで受理した請願第 1 3 9 号について、議決を
求める。

令和 6 年 6 月 2 6 日提出

千葉市教育委員会教育長 鶴岡 克彦



請願書

令和6年4月5日

千葉市教育委員会 教育長 鶴岡 克彦 様

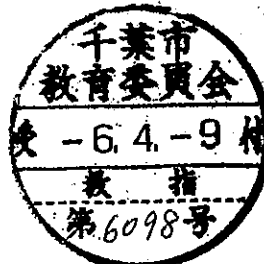
千葉市

件名：令和6年度の中学校教科用図書の採択において包括的性教育に関わる内容を取り入れたり織り交ぜた内容の教科書を採択しない事と、調査員の方々からの【LGBT、レズ、ゲイ、バイセクシャル、トランスジェンダー、クィア、プラスQ、有色人種、当事者】についての説明文書も同時に求める請願

理由：なぜ施行日：令和五年六月二十三日【性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律(令和五年法律第六十八号)】に関連する様な内容が今般の令和7年度使用教科用図書の検定に通る教科書に記載されているのか物理的に不可能でありまったく受け入れられません。今般の令和7年度使用教科用図書の検定は昨年令和5年なわけて絶対に検定合格する事など出来るわけないのです。本来、書籍製作というものは構成に始まり、資料集め、下書き、ラフ、ページ構成、試刷り、修正、校正、調整試刷り、更に校正、本番前刷り、本刷り、といった途方も無い工程、プロセスを必要とします。【性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律】施行日令和5年六月二十三日施行以降に製作作業を始めたとして今般の検定への書籍としての提出に間に合わせるなど物理的に到底不可能です。一万歩譲って間に合ったとしても到底内容は未熟で多くの誤り表記があるといった不備ある仕上がりに成り下がっている事を懸念します。過去に大量の誤り教科書の懸念をする事実と事象は既に起きております。令和2年度(2020)文部科学省の検定に合格し令和4年度(2022)から使用が始まり同年4月に高校教員から間違いを指摘され1200箇所ものミスが発覚した東京書籍の件がそれにあたります。誤り内容の例は「西岸海洋性気候」を「西海岸性気候」と間違えたり地図上で「ドレーク海峡」と説明すべき場所を「マゼラン海峡」と誤記するなどという酷い内容ばかりです。東京書籍の失態もしかりですが、そもそも検定を通す文部科学省側の失態について罰則罰金こそないものの、その教科書を使った日本人の皆様の貴重な人生の時間はお金になど変えられるものではありません。しかも教科書会社最大手である東京書籍は平成28年(2016)7月、検定中の教科書を教員らに見せ謝礼を渡すといった収賄事件を三省堂、光村図書出版、教育出版とともに引き起こしております。その中でも東京書籍から現金を受け取ったり接待を受けたりした人数が15人と圧倒的に多かった様な不健全な企業が多く誤り表記教科書を製作したという事実が起きております。

並びにこの誤り表記について気づけなかった調査員ではとうてい国民の多くが反対をし理解に及んでいない複雑な【性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律(令和五年法律第六十八号)】の内容を組み込むなど危険極まり無いです。誤り無く整合性が取れる確証はあるのでしょうか。また調査員の方々にはまったく無知な方々にLGBT+Qを理路整然と説明出来るのでしょうか。使用する教員の皆様や生徒の皆様に分からない点を聞かれて説明出来るのでしょうか。さらにその【性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律(令和五年法律第六十八号)】に関連した性自認や性的指向などというものが保健体育だけでなく、社会、英語、数学、国語などといったまったく関係しない分野まで影響する様な教科書は断じて受け入れられません。不健全です。【1+1=2】という普遍の事象と同列に【心の性はグレーだったり虹色だよ】といった抽象的な概念だったり、【明日の気分で男性か女性か決められる】などという理解の追いつかない様な事を織り交ぜる複雑さは子供の思考に混乱をきたします。大人でさえ理解できません。その様な子供の思考に混乱をきたす事は健全な大人や社会人へ成長するための大事な発育段階において悪影響です。当然の事ですが生物学的な男女は天地が覆せない様に絶対に変わりませんし変えられません。よって子供達の真っ当な学問において覆るわけのない男女の性差を否定する様な行き過ぎた指導内容の教科書は断じて受け入れられません。LGBT、レズ、ゲイ、バイセクシャル、トランスジェンダー、クィア、プラスQ、有色人種、当事者、そういった単語や表現は社会、英語、数学、国語などにはまったく必要ありません。これらの教科において混乱しか生まれません。庸々と事実のみを表記するべきです。また調査員の方々こそ【LGBT、レズ、ゲイ、バイセクシャル、トランスジェンダー、クィア、プラスQ、有色人種、当事者】についての説明を理路整然と可能である事を証明する必要があると考えるのが至極当然である。

願意：令和6年度の中学校教科用図書の採択において包括的性教育に関わる内容を織り交ぜた内容の教科書を採択しない事。2.それに平行して採用するのであれば全調査員の方々の【LGBT、レズ、ゲイ、バイセクシャル、トランスジェンダー、クィア、プラスQ、有色人種、当事者】についての明確な説明文書のインターネット掲載を求める。



(145)

請 願 文 書 表

受理番号	請願第 1 3 9 号	受理年月日	令和 6 年 4 月 9 日
件 名	令和 6 年度の中学校教科用図書の採択において包括的性教育に関わる内容を取り入れたり織り交ぜた内容の教科書を採択しない事と、調査員の方々からの【LGBT、レズ、ゲイ、バイセクシャル、トランスジェンダー、クィア、プラス Q、有色人種、当事者】についての説明文書も同時に求める請願		
要 旨	包括的性教育に関わる内容を織り交ぜた教科書を採択しないこと。採用するのなら、全調査員が、「LGBT、レズ、ゲイ、バイセクシャル、トランスジェンダー、クィア、プラス Q、有色人種、当事者」についての説明文をインターネットに掲載すること。		
陳情者 住 所 氏 名	〒290- [REDACTED] 千葉県市原市 [REDACTED] [REDACTED]		

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

議 案 説 明

請願について、千葉市教育委員会組織規則第 8 条第 1 3 号の規定に基づき、議決を求めるものであります。

議案第 1 6 4 号

陳情について

令和 6 年 4 月 9 日付けで受理した陳情第 4 号について、議決を求める。

令和 6 年 6 月 2 6 日提出

千葉市教育委員会教育長 鶴岡 克彦



陳情書

千葉市教育委員会
教育長 鶴岡克彦 様

令和6年4月11日

来年から（令和7年度）使われる中学校の教科書の採択会議が今年（令和6年）の8月末までに行なわれますが教科書採択に対しての意見を申し上げます

義務教育課程で使用する教科書の採択は公正・公平でなくてはならないはずですがそれなのに千葉市の歴史・公民・地理の分野において数十年間ずっと同じ教科書会社の教科書が採択され続けています。東京書籍の教科書です。

東京書籍は近年なにかと問題を起こしている教科書会社です
平成27年の発覚した「教科書謝礼問題」本来公開してはいけない期間に教員や教科書を採択する権限がある人にまで検定中の教科書を見せ、意見を求め、見返りに謝礼を1人に数千円から数万円を渡して教科書採択に有利になるように働きかけていた問題、これを全国的にやっていた各教科書会社、その中でも断トツでお金をばらまいていたのは東京書籍でした

最近でも去年、高校の地図の教科書で1200カ所以上の間違いがあったことが話題にもなりました「新高等地図」これも東京書籍の教科書でした。地名の誤記では南米の「ドレーク海峡」が「マゼラン海峡」となっており、中国の「陝西省」が「山西省」と表記されていたのです。

この1200カ所の大量訂正で改めて思うのが文科省の教科書検定の杜撰さと共に教科書採択の現場でも採択権者である教育委員等が教科書の内容を見ていなかったという衝撃の事実が露呈してしまい、生徒にまで配布されていたのです。

今、世の中では政治とカネの問題が問われ、民間企業でも企業自らが起こした様々な問題で社会的制裁を受けていることなどよくニュースなどで取り上げられていますが、私たちが住むこの千葉市において子供たちの教材として使われる教科書が大手だからといって、いい加減な教科書を作ったり賄賂を送ったりしていた東京書籍の教科書が採択されることに断固反対申し上げます。

常識的に考えても再三問題起こしている会社の教科書を使うのは不公平だし、謝礼という賄賂渡した側と受け取っていた側が未だに関係が続いている事は社会的に許されることではないと思います。



先月 3 月 16 日付けの朝日新聞・千葉日報などでも取り上げられましたが千葉市の小中学校の校長昇任人事で校長会などの教育団体が千葉市教育委員会に推薦名簿を出していたことが確認されたという記事でした。校長に昇任された 75%は推薦名簿にのっていた方だということです。

このようなことが教科書採択でもあるのではないかと個人的にも疑問を持っています。不正を行なった東京書籍を採択するように推挙している団体があるのではないかと

とにかく教育への信頼を取り戻すためにも教科書の採択は公正・公平に行なっていただきたいことと、東京書籍 一社に肩入れするようなことはやめてほしいということを申し上げます

千葉市中央区

陳 情 文 書 表

受理番号	陳 情 第 4 号	受理年月日	令和 6 年 4 月 1 5 日
件 名	教科書採択に対しての意見		
要 旨	いい加減な教科書を作ったり賄賂を送ったりしていた東京書籍の教科書が採択されることに断固反対する。不正を行った東京書籍を採択するように推挙している団体があるのではないか。 教育への信頼を取り戻すためにも、教科書の採択は公正・公平に行い、東京書籍一社に肩入れするようなことはやめてほしい。		
陳 情 者 住 所 氏 名	〒260- [REDACTED] 千葉県千葉市中央区 [REDACTED] [REDACTED]		

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

議 案 説 明

請願について、千葉市教育委員会組織規則第8条第13号の規定に基づき、議決を求めるものであります。

議案第 1 6 5 号

請願について

令和 6 年 5 月 9 日付けで受理した請願第 1 4 6 号について、議決を
求める。

令和 6 年 6 月 2 6 日提出

千葉市教育委員会教育長 鶴岡 克彦

写

請願書

令和6年3月29日

千葉市教育委員会
教育長 鶴岡克彦様

290-

市原市

令和7年度の各教科書のLGBT文字を削除して下さい
教育現場でとても困っている。

教科書は流行を追うものではない。

伝統的家族の役割、日本の国柄等しっかりと教えて
頂きたい。



5/9
(154)

請 願 文 書 表

受理番号	請願第 1 4 6 号	受理年月日	令和 6 年 5 月 9 日
件 名			
要 旨	1 各教科書の LGBT の文字を削除すること 2 伝統的家族の役割り、日本の国柄等をしっかり教えること		
請願者 住 所 氏 名	〒290- [REDACTED] 千葉県市原市 [REDACTED] [REDACTED]		

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

議 案 説 明

請願について、千葉市教育委員会組織規則第 8 条第 1 3 号の規定に基づき、議決を求めるものであります。